

# 兵庫県地域福祉支援計画 (素案)

〔第5期〕

つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご  
～“誰も取り残されない”地域づくり～

2024(令和6)年3月



# 目 次

## 内容

第1章 第5期地域福祉支援計画の概要.....	1
1 策定趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
(1)法的位置づけ.....	1
(2)他の計画との関係.....	2
3 計画の期間.....	3
4 福祉政策の沿革と現状.....	3
5 主な福祉政策の動向.....	5
(1)地域福祉.....	5
(2)高齢者福祉.....	5
(3)障害者福祉.....	6
(4)児童福祉.....	6
(5)その他.....	6
6 第4期地域福祉支援計画の評価.....	7
(1)市町地域福祉計画の策定状況.....	7
(2)県地域福祉支援計画及び市町地域福祉計画に係る成果や効果についての振り返り.....	7
(3)県の取組状況.....	9
7 計画の目標(目指す地域社会の姿).....	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	11
1 地域社会の現状.....	11
(1)人口・世帯構造等に関する状況.....	11
(2)高齢者に関する状況.....	14
(3)障害者に関する状況.....	17
(4)子ども・子育てに関する状況.....	19
(5)生活困窮者に関する状況.....	21
(6)生活に課題を抱える人の状況.....	24
(7)活動主体(地域住民、NPO等)に関する状況.....	27
2 地域福祉を推進する上での課題.....	30
(1)複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化.....	30
(2)住民が主体となった地域づくりの推進.....	30
(3)地域を支える人と組織の多様化及び裾野の拡大.....	31
(4)庁内連携及び関係団体との連携の強化.....	32

第3章 地域福祉の推進方策.....	34
1 包括的に支援する体制づくり.....	34
(1)分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備(重層的支援体制整備事業の推進) .....	34
(2)地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握 .....	38
(3)生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進 .....	38
(4)権利擁護支援体制の充実 .....	44
(5)共生型サービス等の展開.....	46
2 安心して暮らせる地域づくり.....	47
(1)福祉の視点からの地域づくりの推進.....	47
(2)市町の実情に応じた重層的な圏域(エリア)設計 .....	48
(3)地域福祉ネットワークの構築 .....	49
(4)地域を支える活動の基盤強化 .....	50
(5)社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動等の推進 .....	54
(6)住民による主体的な健康づくりの推進 .....	56
(7)認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築.....	56
(8)障害者の障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援 .....	56
(9)外国人が安心して生活できる環境整備 .....	57
(10)災害時に備えた平時からの対応.....	57
(11)寄附文化の醸成.....	59
(12)福祉以外の様々な分野(まちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯、防災等)との連携.....	60
3 地域づくりを担う人づくり.....	61
(1)住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援.....	61
(2)高齢者、障害者や若者等の目線に立った地域福祉を担う住民の育成 .....	62
(3)地域の支え合いや“つなぎ・つながる”を支える地域福祉の担い手づくり.....	63
(4)学校、企業等の多様な主体の参画の促進 .....	65
(5)福祉・介護人材の確保(定着)及び資質の向上 .....	65
4 計画的な地域福祉の推進 .....	68
(1)各主体の協働推進 .....	68
(2)社会福祉協議会との連携・協働 .....	69
(3)地域福祉計画の進行管理・評価等の実施 .....	69
(4)行政職員の意識改革.....	70
第4章 地域福祉支援計画の推進 .....	71
1 地域福祉支援計画の推進体制 .....	71
2 市町の地域福祉計画の推進に対する県の支援.....	71
(1)計画策定の支援 .....	71
(2)進行管理・評価の支援.....	71
(3)情報の提供 .....	71

第5章 県の地域福祉支援施策体系.....	72
参考資料 .....	73
1 地域福祉支援計画の改定に向けた検討経過.....	73
2 兵庫県社会福祉審議会名簿 .....	74
3 兵庫県社会福祉審議会小委員会の設置について.....	75
4 兵庫県社会福祉審議会小委員会名簿.....	76
5 地域福祉支援計画策定庁内ワーキンググループ設置要綱.....	77
6 社会福祉法(抜粋) .....	79
7 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(抜粋) .....	84



# 第1章 第5期地域福祉支援計画の概要

## 1 策定趣旨

兵庫県では、2019(平成31)年度から2023(令和5)年度を計画期間として「第4期地域福祉支援計画」を策定し、市町の地域福祉が推進されるよう、市町の取組を支援してきた。

今般、計画期間満了にあたり、核家族化、未婚化、晩婚化、ライフスタイルや働き方の変化などを背景に、地域福祉を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、8050問題やダブルケア、ひきこもりやヤングケアラーなど、従来の制度・分野の枠の中には当てはまりにくい、複雑化・複合化した課題が顕在化している。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、社会的孤立や社会的排除が深刻化している地域社会の現状や国における地域共生社会の取組をはじめ、地域福祉政策の動向等を踏まえ、新たに「第5期地域福祉支援計画」を策定することとした。

### 【地域共生社会】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組を推進するために策定するものである。

#### 社会福祉法第108条(抄)

#### (都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項





## イ 地域福祉支援計画と市町地域福祉計画との関係

地域福祉支援計画は、各市町における地域福祉計画の策定・推進を支援することにより、市町における地域福祉の取組を支援し、全県的な地域福祉の向上を目的とするものであり、県が広域的な見地から、市町が目指すべき地域福祉の基本的方針、市町に求められる取組及び県の支援策を示すものである。

また、県における福祉施策と他の分野別施策との連携・整合を図りつつ、地域福祉の視点から、市町において横断的に実施されるべき取組を示すものであり、具体的には次のような役割を持っている。

- ① 市町が目指すべき地域福祉の基本的方針を定める計画
- ② 市町における地域福祉の取組の差異を確認し、全県的に地域福祉の向上を目指すためのガイドライン
- ③ 地域の実情に応じた包括的な支援体制の構築など、市町の地域福祉を推進する仕組みづくりを具体的に示す計画
- ④ 地域を運営する人材の育成や地域づくり活動の活性化、包括的な支援体制の構築、未策定市町に対する支援など、市町の地域福祉を推進するため、県として必要な支援策を示す計画
- ⑤ 地域福祉推進に向けた地域住民、地域団体、ボランティアグループ、NPO法人、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会、企業、行政等の基本的な役割や連携のあり方を示す計画

## 3 計画の期間

2024(令和6)年度から2028(令和10)年度まで(5年間)

## 4 福祉政策の沿革と現状

(30年間の総括)

- 戦後、都市部への人口集中、核家族化、共働き世帯の増加などの社会の変化の過程において、これまで地域や家庭が果たしてきた役割の一部を補完・代替する必要性が高まった。これに対応していくため、日本の社会保障制度は、高齢者、障害者、子どもなどの属性別・対象者別の生活の中での典型的なリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、高齢者介護、障害者福祉、児童福祉など、属性別や対象者別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
  
- その一方で、人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時のニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている。また、高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会のつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない。  
併せて、地域のつながりが弱くなり、支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下している。また、経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化するなど、血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化が顕在化している。
  
- 加えて、本県においては、平成7年1月17日、阪神・淡路大震災が発生した。阪神・淡路大震災は、社会的・経済的な諸機能が高度に集積し、高齢化が進む大都市を直撃した人類史上初めての大地震であり、戦後の我が国における地震災害のなかで、最大の被害をもたらした。  
以来、長きにわたり被災者自身の懸命の努力が続けられ、ボランティアなどによる活動やまちづくり協議会の活動など、震災を契機とした全国でも先駆的な取組も広がってきた。また、被災市町では、復興計画等を策定し、これまで多様な復興事業を展開してきた。
  
- 現在、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化しており、社会的孤立やダブルケア、いわゆる8050問題などの課題が顕在化している。これらの課題については、誰にでも起こりうる社会的リスクであるものの、個別性が極めて高いことから、対象者別の各制度の下の支援の実践において対応に苦慮している状況である。
  
- これらの状況を踏まえ、国は、分野・対象者別に進められてきた縦割りの仕組みを見直し、地域のすべての関係者が「我が事」として、生活課題に「丸ごと」対応できる社会である「地域共生社会の実現」を今後目指すべきイメージとして、地域づくりを推進していくこととし、高齢分野において培ってきた「地域包括ケアシステム」の考え方や実践を深化・推進させていくことにより、その実現を目指していくこととした。
  
- 県では、国の動向を踏まえ、前回計画期間において、地域共生社会の実現を目標にして、計画的な取組を進めてきたが、属性別・対象者別の制度にまたがる横断的な課題、制度の狭間にある課題など近年顕在化してきた課題については、十分には対応できていないとは言いえない。  
その要因として、分野を超えた連携や横断的な支援については、全国的に始まったば

かりであることから優良事例の蓄積が乏しく、支援の基盤を整えるなど一定の時間を有することのほか、この計画期間中において、経済成長の停滞や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、地域における活動や個々人の生活様式等に大きな影響があり、地域づくりにマイナスの要因が生じたことが挙げられる。

- 一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ほとんどの地域活動が中止になり、地域住民はもとより生活支援コーディネーターなど住民主体の取組を支援する者は、不安や戸惑いを抱えながら、つながりを切らさないよう総力を挙げて住民による創意工夫ある地域づくりへの支援や地域活動を支えてきた。
- これら過去からの取組の経緯を踏まえ、この間に包括的支援体制の整備や地域づくりをさらに強力で推進すべく事業化された重層的支援体制整備事業を積極的に活用するとともに、阪神・淡路大震災からの復興過程における教訓も生かしながら、改めて、“誰も取り残されない”地域共生社会の構築を目指し、新たな計画を策定する。

## 5 主な福祉政策の動向

### (1) 地域福祉

#### ○社会福祉法の改正(2021(令和3年)4月施行)

市町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業が創設された。

また、福祉ニーズが複雑化・複合化する中、社会福祉法人の経営基盤の強化や、こうした福祉ニーズへの対応を図るため、社会福祉法人間の連携方策の新たな選択肢の一つとして、「社会福祉連携推進法人制度」が創設された。

#### ○孤独・孤立対策推進法の制定(2024(令和6)年4月施行)

日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、または社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する対策を実施することを国・地方公共団体の責務として規定されたほか、孤独・孤立対策推進本部の設置について定められた。

### (2) 高齢者福祉

#### ○介護保険法の改正(2021(令和3)年4月施行)

介護人材の不足への対応として、介護保険事業(支援)計画に、介護人材の確保、資質の向上、業務効率化に関する取組を記載することとされたほか、有料老人ホームの設置等に係る届け出事項の簡素化を図るための規定が整備された。

- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定(2023(令和5)年6月公布)  
認知症の人が尊厳を維持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的に推進するため、7つの基本理念を定めるとともに、国・地方公共団体においては、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有することとされた。

### (3)障害者福祉

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正(2024(令和6)年4月施行)  
これまで事業者は努力義務(行政機関等は義務)とされていた「合理的配慮の提供」が義務化されることとなった。
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定(2022(令和4)年5月施行)  
地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施するという責務が明記された。

### (4)児童福祉

- こども家庭庁の創設、こども基本法の制定(2023(令和5)年4月施行)  
こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設された。また、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的にこども基本法が制定された。
- 児童福祉法の改正(2024(令和6)年4月施行)  
児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援を実施するための体制強化等を行う旨の規定が設けられた。

### (5)その他

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定(2024(令和6)年4月施行)  
困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講じることが、国・地方公共団体の責務として規定された。
- 災害対策基本法の改正(2021(令和3)年5月施行)  
災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町における個別避難計画について、作成が努力義務化された。

## 6 第4期地域福祉支援計画の評価

### (1) 市町地域福祉計画の策定状況

- 兵庫県内の各市町における計画策定市町は、2018(平成 30)年度には 33 市町であったが、2023(令和5)年度には 37市町と4町増加した。一方で、4町は依然として計画が未策定となっており、早期の策定に向け、強く働きかけを行う必要がある。
- 第4期地域福祉支援計画で示された「5つの推進方策」については、市町地域福祉計画に徐々に反映されつつあるが、包括的な相談支援体制を構築する市町の増加が低調であるなど実践につながっていない市町も見受けられるため、実効性を高めることが今後の課題となっている。

### (2) 県地域福祉支援計画及び市町地域福祉計画に係る成果や効果についての振り返り

- 地域福祉(支援)計画は、平成 12 年の社会福祉法により法制化され、高齢者、障害者、児童などの分野別の計画を「総合化」すること、また、その趣旨や性格から住民参加のもとに策定されるものとして、各自治体での策定が進められている。県内市町における地域福祉計画の策定・改定状況については、全 41 市町中、37市町(90.2%)が「策定済み」、そのうち、33 市町(86.9%)が「改定済み」となっている。
- 地域福祉計画では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」(法 107 条第1項第1号)が、さらに「包括的な支援体制の整備」(法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業)について、多くの市町の計画において位置づけられており、地域共生社会の実現に向けて必要とされる取組や事業が各市町において展開されている。
- 今後も地域共生社会の実現に向けて、それぞれの市町が計画に基づき、地域生活課題に対する創意工夫による対応や、包括的な支援体制づくりを分野横断的に具体性をもって取り組んでいくことが求められている。
- 地域福祉計画の評価にあたっては、市町の創意工夫の下に実施していくものであることから、計画に記載されている施策、事業・取組などの評価については、そのプロセス等を重視すべき場合があることから、数値化が困難な場合があることにつき留意が必要である。
- 一方で、事業・取組の見える化は、計画の進捗状況の評価し、また地域住民等の理解の促進を図るため、できる限り数値化していくことが必要であり、数値化するものとしなものの判別は、計画の策定段階において十分に検討することが望ましく、定量的に把握するものについては継続して把握できるかどうか課題となる。

- そのような観点で、地域福祉(支援)計画の成果を検証すると、毎年度県が実施する「県民意識調査」において、「今の生活全般での満足度」については、現計画期間ではH30年度 58.3%からR4年度 60.5%に増加、また、第1期計画策定時のH16年度の 52.2%からは大幅に増加している状況である。一方で、「『兵庫のゆたかさ指標』県民意識調査」においては、「頼りになる知り合いが近所にいる割合」について、R2年度 62.6%がR4年度は 62.2%と微減、世代としては50代、60代の団塊ジュニア世代の満足度が低い状況であり、地域的には都市部が低い状況となっている。

社会情勢が異なるため、一律の比較は難しいものの子育て世帯への支援策、高齢分野における地域包括ケアシステムの推進、地域医療分野における地域医療構想の推進などにより、県民のくらしの安心・安全が確保されている。一方で、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や地域の交流行事の中止などにより住民等による地域福祉活動にも一定の影響が表れていると考えられる。

- 今後、ポストコロナ社会における地域共生社会づくりに向け、重層的支援体制整備事業といった制度横断により支援する有効な施策を活用しながら、さらなる強化・推進を図っていくことが必要である。

そのため、本計画は、①複合的な課題への対応や制度の狭間の課題への対応を世帯丸ごと一体的に行っていく包括的支援体制の整備、②新型コロナウイルス感染拡大により停滞した住民等による地域福祉活動の再加速、③住民の意識醸成や専門職の質・量の充実を図るなどの支援の担い手の課題に対応するため、関係者へのガイドラインとなるよう策定する。

#### (参考)第4期計画における推進方策の進捗状況等


推進方策	数値目標	進捗状況	目標値
地域住民や地域団体から構成されるネットワークの構築	地域見守りネットワーク応援協定数	47 団体 (94.0%)	50 団体
	全ての圏域(エリア)で地域福祉ネットワークを構築する市町数	20 市町 (48.8%)	41 市町
包括的な相談支援体制の構築	成年後見制度利用促進基本計画に基づく中核機関の設置数	26 箇所 (63.4%)	41 箇所
	包括的相談支援体制づくり推進者数	281 人 (112.4%)	250 人
地域福祉を推進する人材育成	民生委員・児童委員の充足率	93.3%	98.2%
地域づくり活動の活性化	社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)設置数	44 市区町 (89.8%)	49 市区町
地域福祉の推進基盤の強化	包括的な相談支援体制を構築する市町数	20 市町 (48.8%)	41 市町

### (3) 県の取組状況

- 地域の福祉力を高めるため、県施策を拡充し、市町や地域団体等の取組を支援してきた。
- 毎年、地域福祉支援計画のフォローアップを図る一方で、全県的な地域福祉の推進や地域格差の是正を図るためには、計画未策定町への対応や、計画策定市町の進捗状況の把握及びフォローアップが必要である。

## 7 計画の目標(目指す地域社会の姿)

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、SDGsの趣旨に沿って全ての人々が地域社会の一員として包摂され、多様な主体が我が事として参画し、誰も取り残さず、世代や分野を超えてつながり・支え合うことで、地域住民ひとり一人の暮らし・生きがい・地域を、ともにつくる地域共生社会を目指す。



つながり・支え合いのある地域共生社会ひょうご  
～ “誰も取り残されない”地域づくり ～

#### (取組の視点)

##### ①ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)の視点

生活困窮者、知的障害者、精神障害者、外国人労働者など社会的に孤立しがちな人や社会的排除の対象となりやすい人たちの権利を守り、地域社会に統合・包摂していくことが不可欠である。制度の狭間にある人や複合的な課題を抱える人などを包括的に受け止め、横断的にとらえ、支援につなげるという視点

##### ②リスクマネジメント(地域生活課題の発生予防・対処)の視点

地域福祉を進める上では、単に「みんなで困っている人のために善いことをしよう」という概念を超え、誰もが陥り、個人では対応しきれない地域生活課題(リスク)を、共同体である地域社会全体の矛盾や不具合としてとらえ、その発生を予防し、対処していく「地域生活課題に対するリスクマネジメント」という視点

##### ③コミュニティづくりの視点

地域福祉の推進は、地域社会において福祉的な住民自治を形成する過程で社会的孤立からつながりを再生する取組である。地域住民、専門職、事業者、行政等の参画と協働を促進することにより、コミュニティという共同基盤を豊かにしていくという視点

～SDGsの理念に基づく“誰も取り残されない”地域づくり～

- 国際的に豊かで活力ある未来を創るSDGs(持続可能な開発目標)が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められている。

本県では、企業や団体、教育機関、県民などとともにSDGsを推進しており、令和5年度には「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に国から選定された。

- SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものである。

また、SDGsは2030年を年限として、17の共通目標を提示しており、社会福祉分野における事業や活動は、この目標のいくつかをすでに体現している。

たとえばSDGsの目標1の「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」は、地域の中の生活困窮者や貧困世帯の子ども等への支援に重なる。

SDGsの17の目標における取り組みを意識し、SDGsの達成に貢献していく。





## 第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

### 1 地域社会の現状

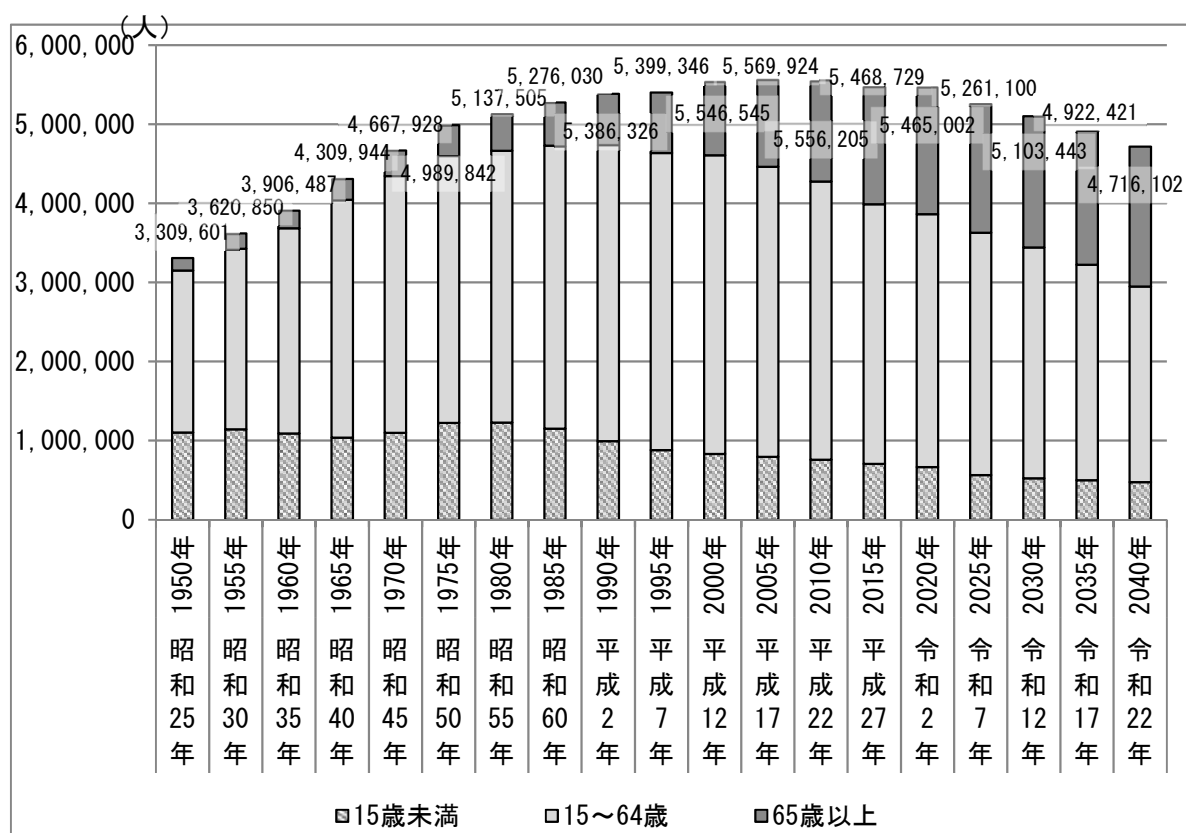
兵庫県を取り巻く高齢、障害、児童分野等にかかるデータ等をもとに、地域社会の現状を整理した。

#### (1)人口・世帯構造等に関する状況

##### ①人口減少の進展

全人口及び64歳以下の人口は減少に転じる一方で、65歳以上の人口は増加傾向にある。2015年では兵庫県の人口5,468,729人のうち、15歳未満は12.9%(706,871人)、15歳以上64歳以下は60.0%(3,280,212人)、65歳以上は27.1%(1,481,646人)であったが、2030年では兵庫県の推計人口5,103,443人のうち、15歳未満は10.3%(524,594人)、15歳以上64歳以下は57.2%(2,918,952人)、65歳以上は32.5%(1,659,897人)となっており、人口減少と少子高齢化が進展している。

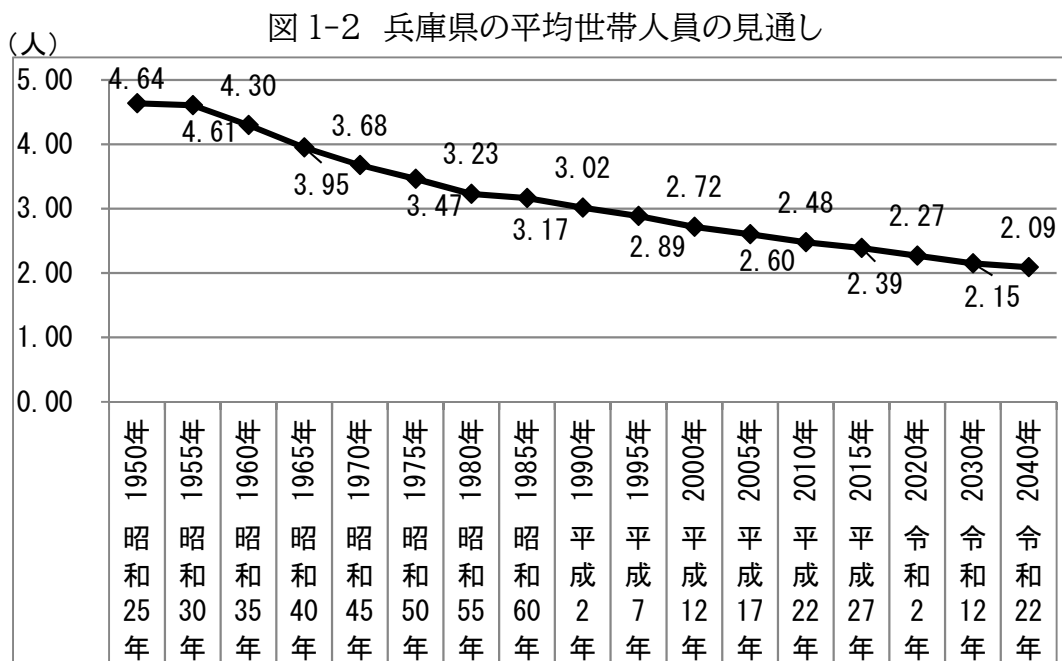
図1-1 兵庫県の将来人口の見通し(年齢3区分別)



出典：2020年までは、兵庫県「統計書累年データ」実績値、2025年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」推計値による

## ②世帯規模の縮小

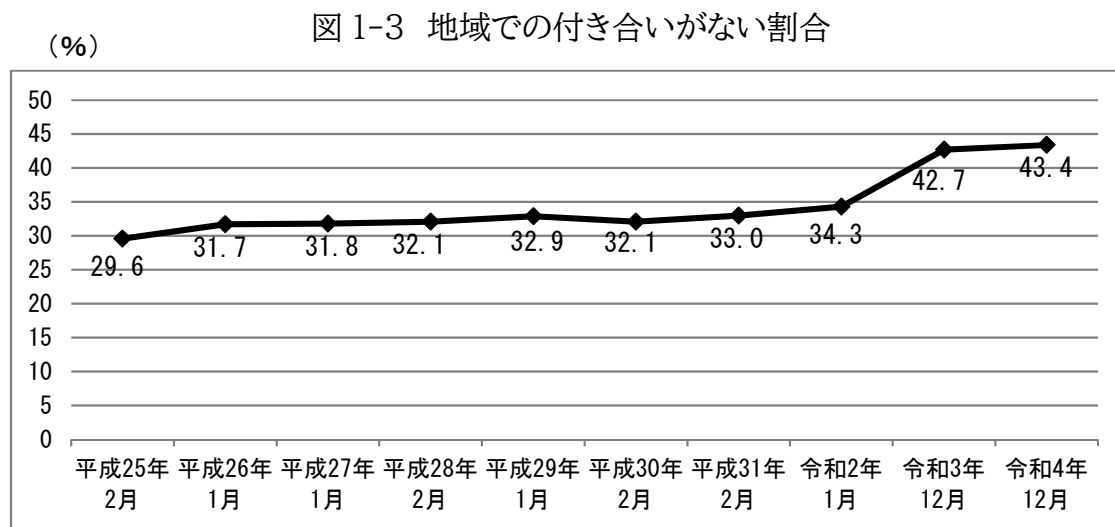
世帯当たりの人員数は減少傾向にあり、2040(令和22)年(2.09 人)には 1960(昭和35)年(4.30 人)の半分以下となる見込みとなっており、世帯規模の縮小が進展している。



出典:2020 年までは、兵庫県「統計書累年データ」実績値、2025 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」推計値による

## ③地域でのつきあいの希薄化傾向

2013(平成 25)年は、地域での付き合いがないと感じている人の割合が3割弱であったが、2021(令和3)年以降、4割を超える住民が地域での付き合いがないと感じており、地域におけるつながりの希薄化が進んでいる。

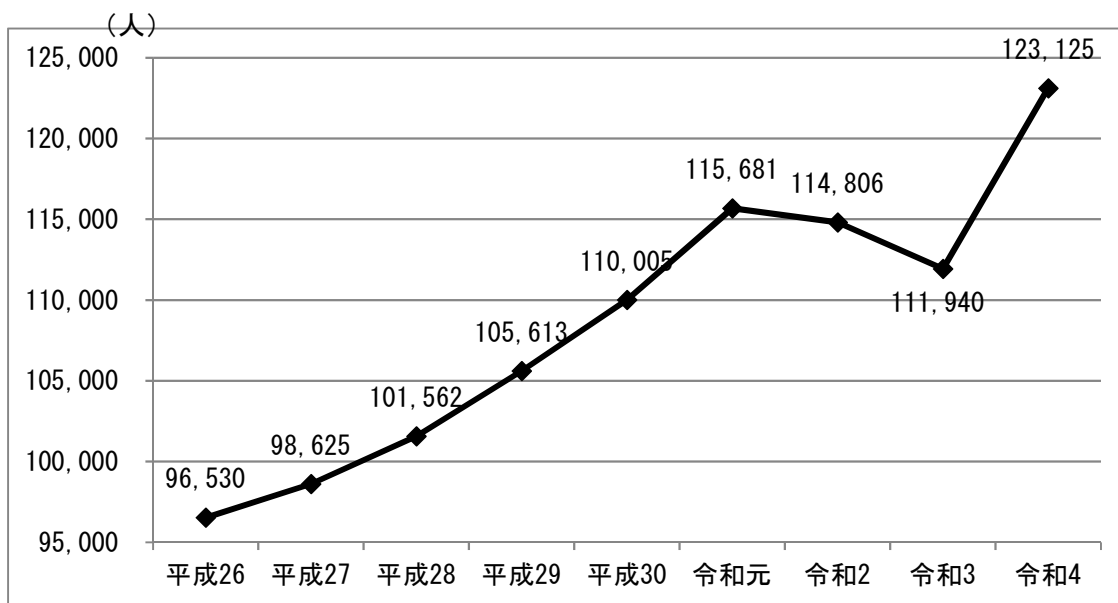


出典:内閣府「社会意識に関する世論調査」を基に作成

#### ④在留外国人の増加

2014(平成26)年に96,530人であった兵庫県の在留外国人は、2022(令和4)年には123,125人まで増加している。2020(令和2)～2021(令和3)年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減少傾向にあったが、令和4年には再び増加に転じており、共生社会の実現に向けた取組が求められている。

図1-4 兵庫県の在留外国人数の推移



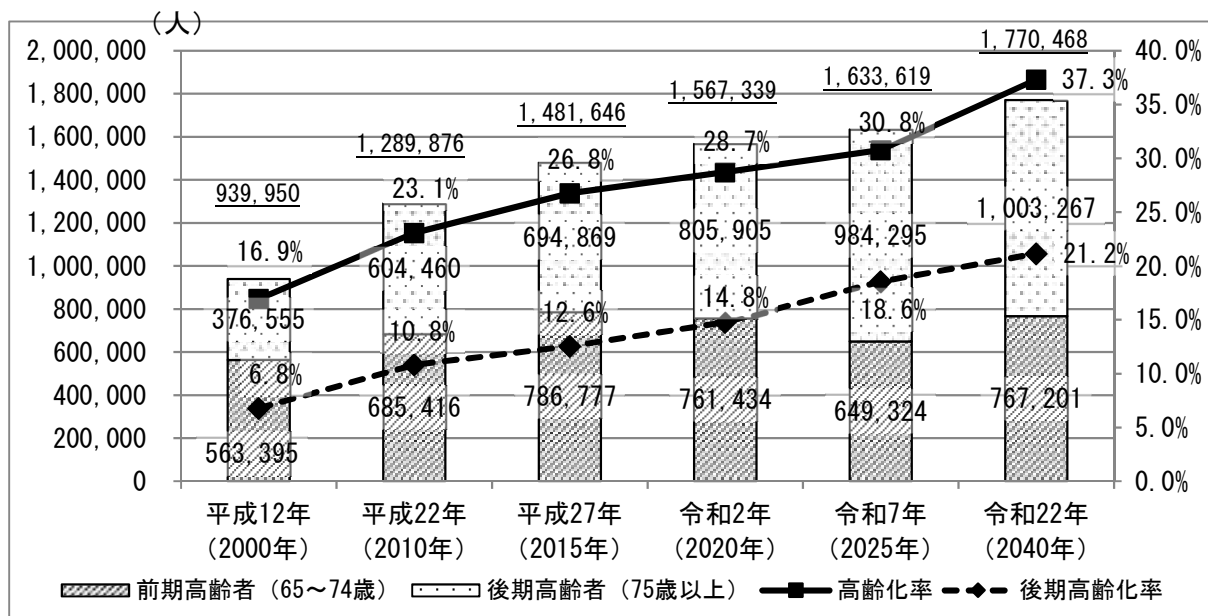
出典：法務省「在留外国人統計」

## (2) 高齢者に関する状況

### ① 高齢化の進展

高齢者人口、高齢化率ともに増加傾向にあり、2025(令和7)年には高齢化率が3割に達する見込みとなっており、とりわけ、75歳以上人口が増加している。

図 2-1 兵庫県における高齢化の推移と将来推計

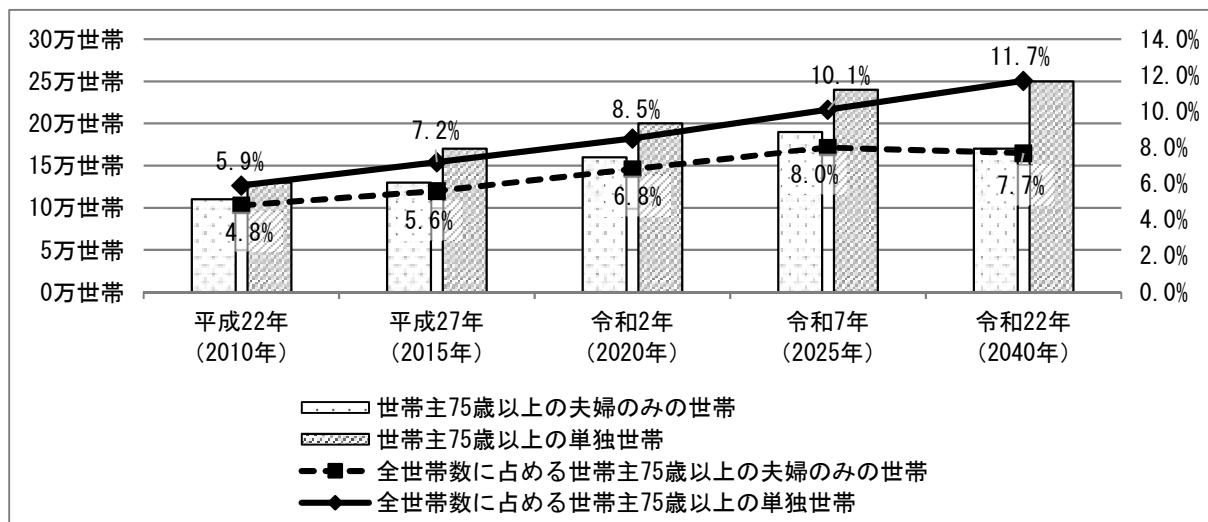


出典:平成12年、22年、27年は国勢調査、令和2年、7年、22年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」を基に作成(兵庫県老人福祉計画データより)

### ② 高齢夫婦世帯・単独世帯の増加

世帯主 75歳以上の高齢夫婦世帯・単独世帯ともに増加傾向にあり、令和7年には世帯主 75歳以上の単独世帯は約24万世帯になると見込まれる。

図 2-2 兵庫県における世帯主 75歳以上の高齢夫婦世帯・単独世帯の推移

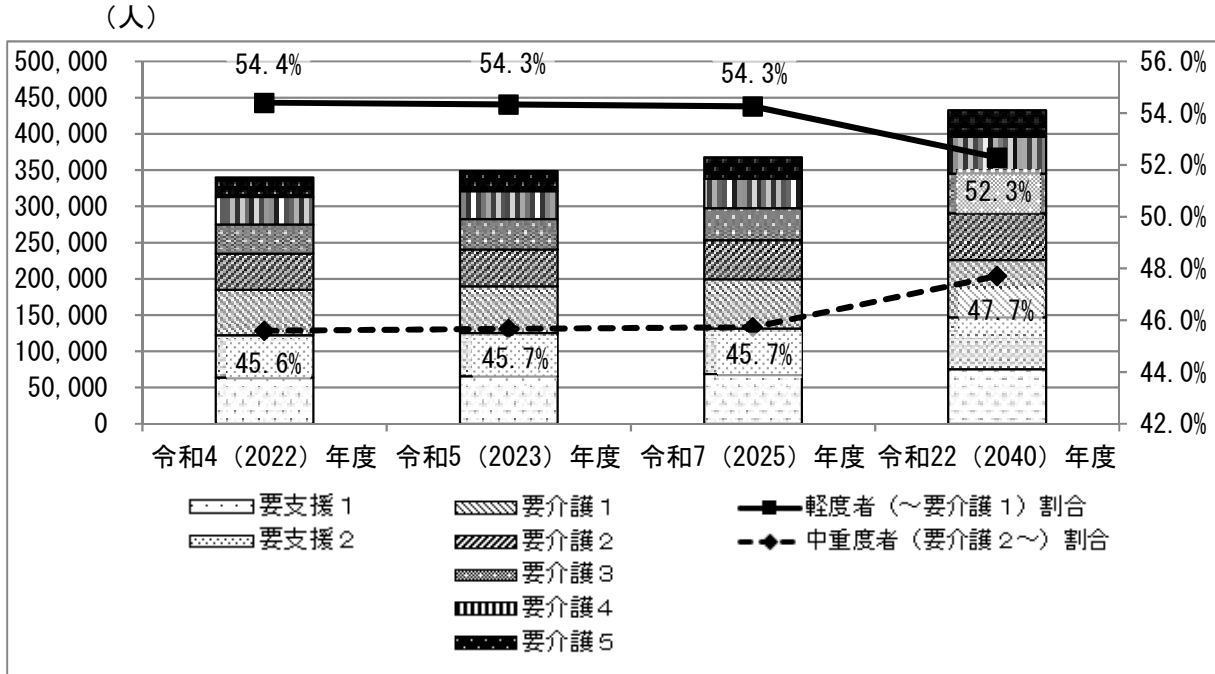


国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」を基に県・高齢政策課作成(兵庫県老人福祉計画より)

### ③要支援・要介護認定者数の増加

要支援・要介護認定者数は年々増加している。認定区分別の割合を見ると、要介護2以上の中重度者の割合が増加傾向にあり、後期高齢化の進展がうかがえる。

図 2-3 兵庫県 の要支援・要介護認定者数の推移

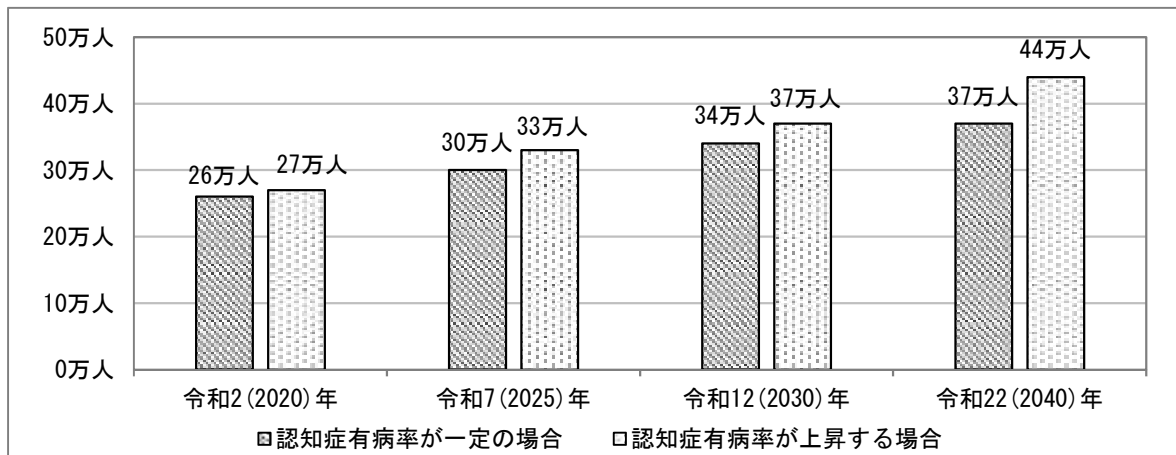


出典: 県・高齢政策課調べ

### ④認知症高齢者数の増加

県内の認知症高齢者は、2020(令和2)年時点で約 26~27 万人(高齢者の 16.7~17.5%)であり、2025(令和7)年には約 30~33 万人(高齢者の 18.5~20.0%)、2040(令和 22)年には約 37~44 万人(高齢者の 20.7~24.6%)になると見込まれ、介護支援ニーズの更なる増加・多様化が想定される。

図 2-4 兵庫県 の認知症高齢者数の推計

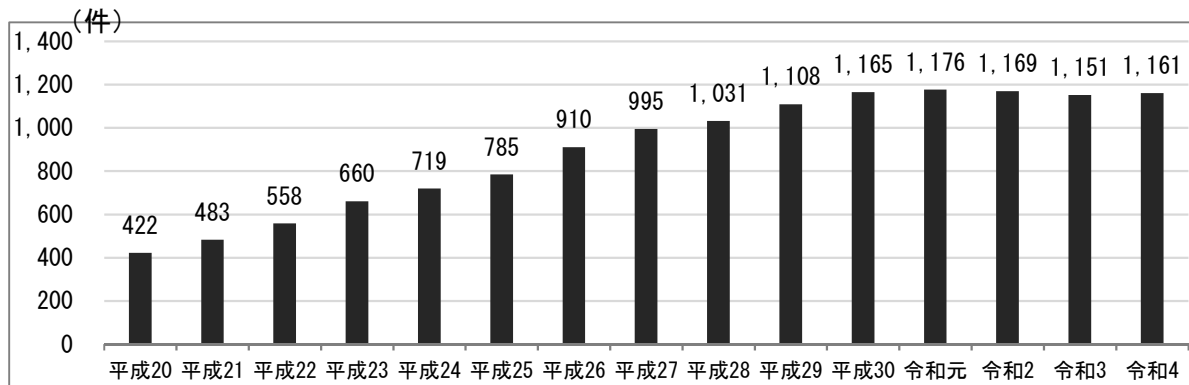


出典: 県・高齢政策課推計(兵庫県老人福祉計画より)

### ⑤日常生活自立支援事業契約件数の増加

判断能力に不安のある方を対象に福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業の契約件数は年々増加傾向にあり、2022(令和4)年度では2008(平成20)年度の約2.7倍となっている。高齢化及び単身世帯の増加が進む中、同事業のより一層の周知・活用が必要となっている。

図 2-5 兵庫県の日常生活自立支援事業契約件数の推移



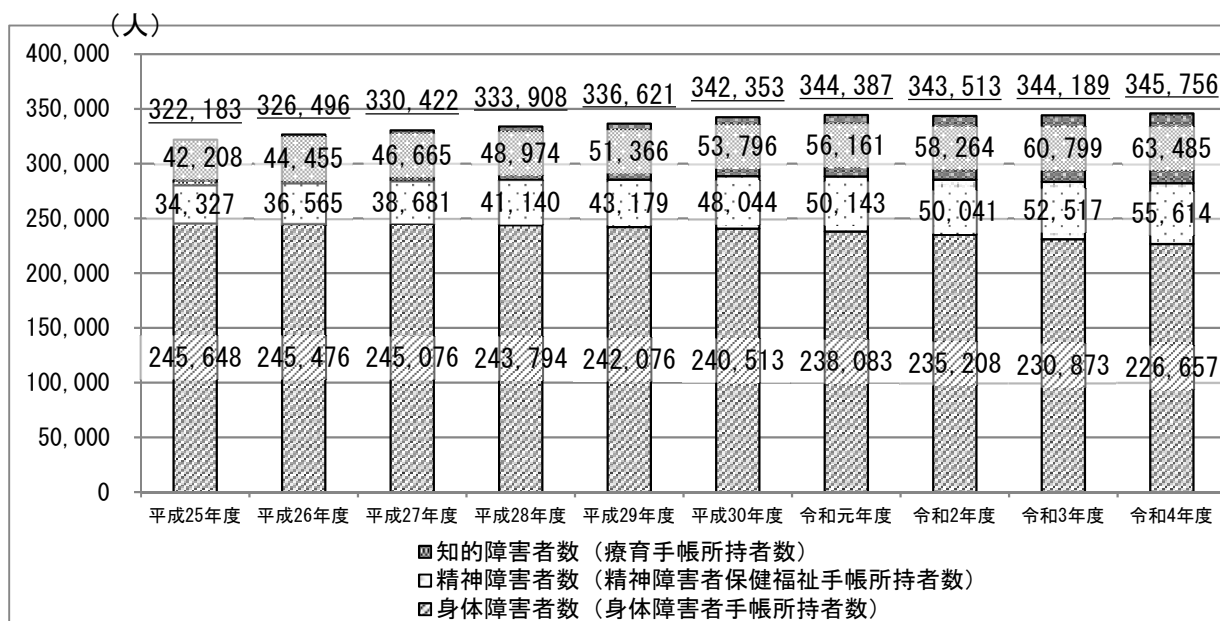
出典:兵庫県社会福祉協議会のデータを基に作成

### (3) 障害者に関する状況

#### ① 障害者数の増加

障害者数は増加傾向にあり、2022(令和4)年度には、身体障害者が226,657人、精神障害者が55,614人、知的障害者が63,485人となっており、県民総数(5,378,405人:令和5年4月1日現在)に占める割合は約6.4%(345,756人)となっている。

図 3-1 兵庫県の障害者数の推移

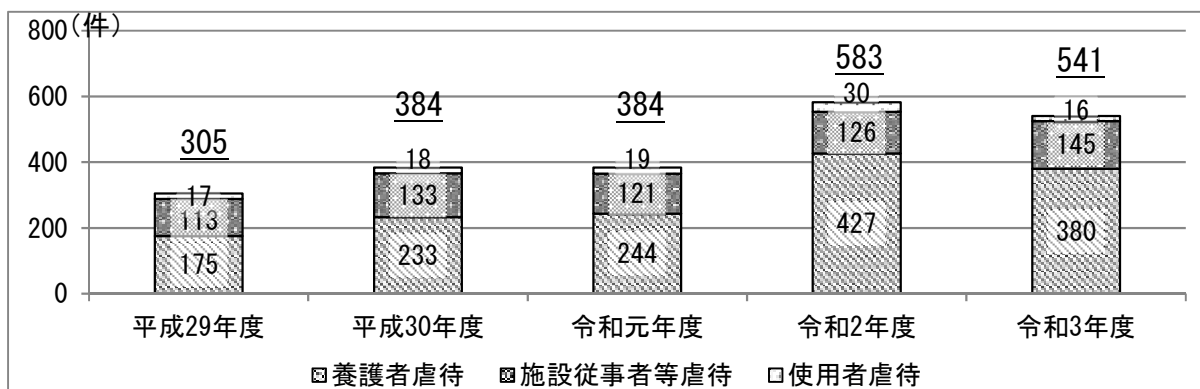


出典: 県・障害福祉課調べ

#### ② 障害者虐待の増加

2021(令和3)年度に虐待の相談・通報・届出の件数は541件あり、うち約70.2%が養護者(身の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている家族、親族、同居人等)による虐待となっている。また、施設従事者等による虐待は増加傾向にあり、障害者虐待の未然防止に向けた対策が必要となっている。

図 3-2 兵庫県の障害者虐待の相談・通報・届出件数の推移

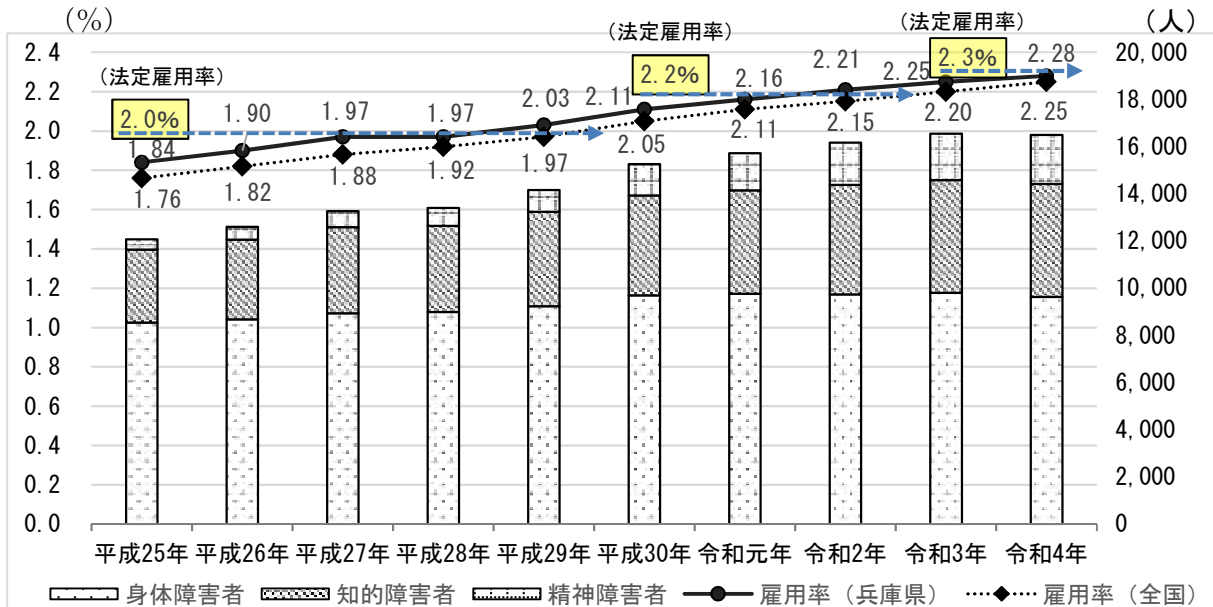


出典: 県・障害福祉課調べ

### ③障害者の雇用状況

本県の民間企業における障害者の雇用率は年々上昇傾向にあり、2022(令和4)年には2.28%と全国平均2.25%を上回っているものの、法定雇用率の2.3%には達しておらず、民間企業の雇用拡大を一層促進していく必要がある。

図 3-3 兵庫県の障害者の雇用状況(民間企業)

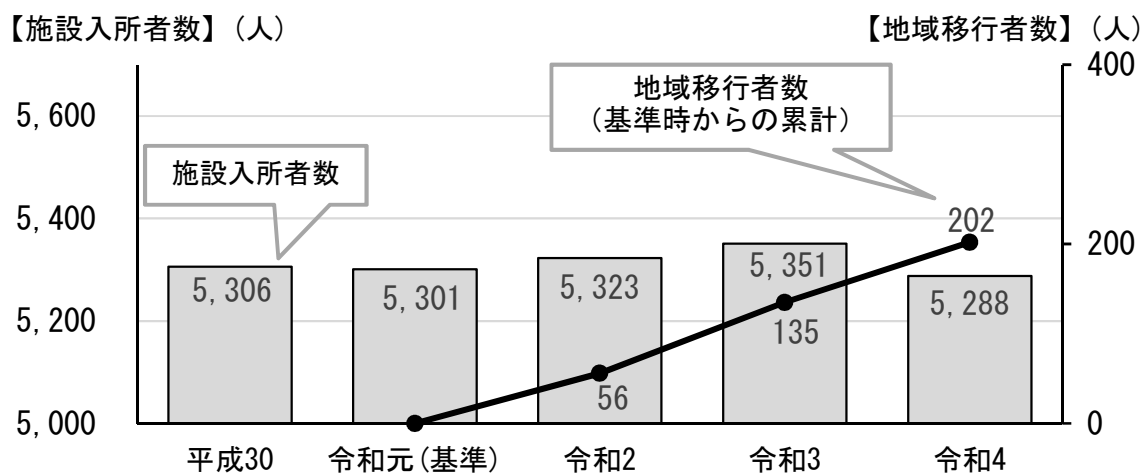


出典:兵庫労働局「令和4年障害者雇用状況の集計結果」

### ④障害者の地域移行者数の状況

2021(令和3)年度末時点では、地域移行者数が増えている一方で、障害者の高齢化や重度の障害者の増加、介護者の高齢化等により、施設入所者数も高止まりしている。

図 3-4 兵庫県の障害者の地域移行者数の状況



出典:県・障害福祉課調べ

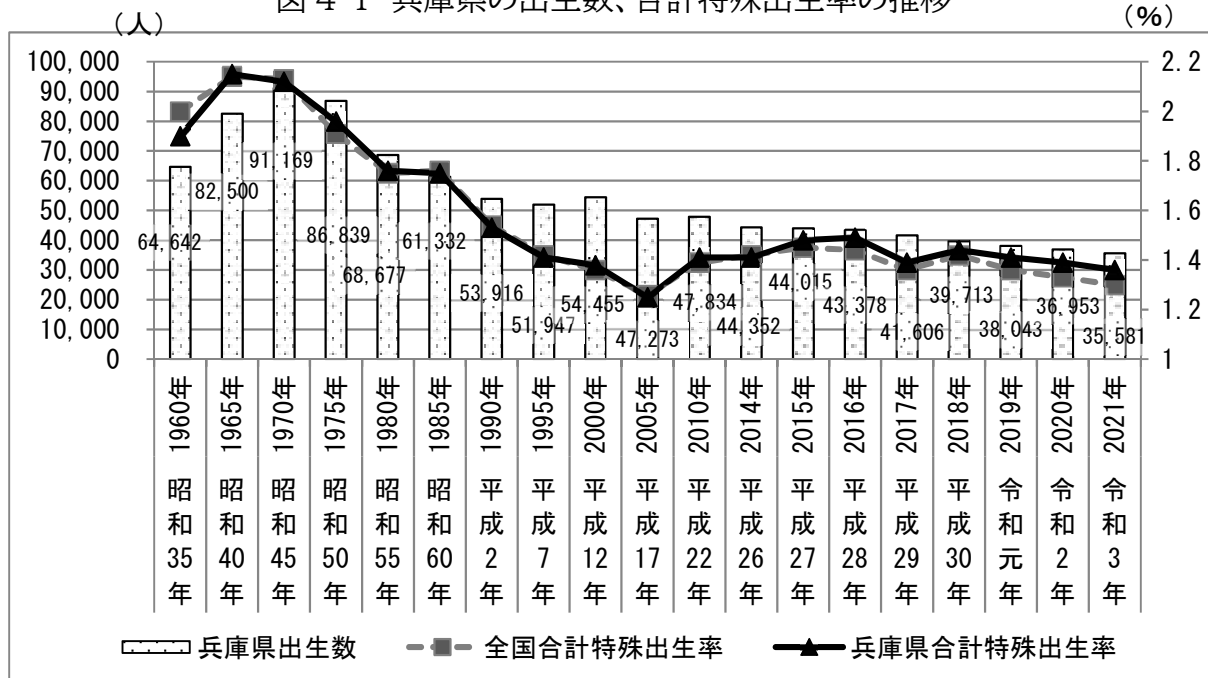


#### (4) 子ども・子育てに関する状況

##### ①少子化の進展

2015(平成 27)年以降、出生数は減少傾向にある。合計特殊出生率は全国値を上回っているものの低下しており、人口減少が進行している。

図 4-1 兵庫県の出生数、合計特殊出生率の推移

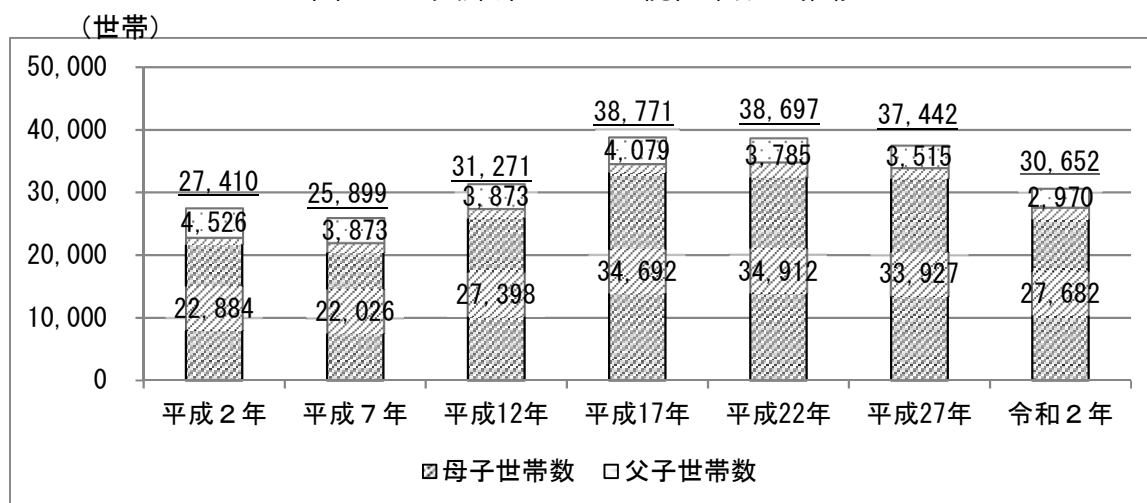


出典:厚生労働省「人口動態調査」を基に作成

##### ②ひとり親世帯数の推移

母子世帯と父子世帯を合わせた兵庫県のひとり親世帯数は、2010(平成 22)年以降減少傾向にあるが、引き続き 3 万世帯を超えており、子育てと生計維持の両面からの支援が求められている。

図 4-2 兵庫県のひとり親世帯数の推移

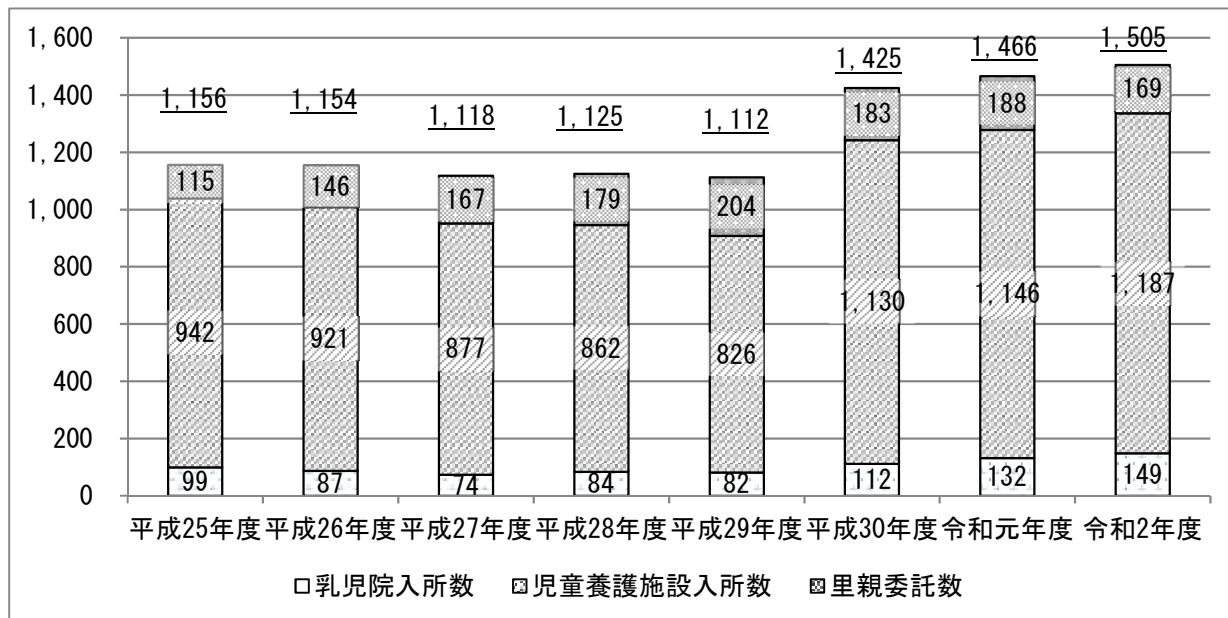


出典:国勢調査を基に作成

### ③要保護児童(里親委託数)の増加

2020(令和2)年度には要保護児童数は1,505人となり、2013(平成25)年度と比較して乳児院入所数は約1.5倍、児童養護施設入所数は約1.3倍、里親委託数は約1.5倍となっている。

(人) 図4-3 兵庫県 の要保護児童数の推移



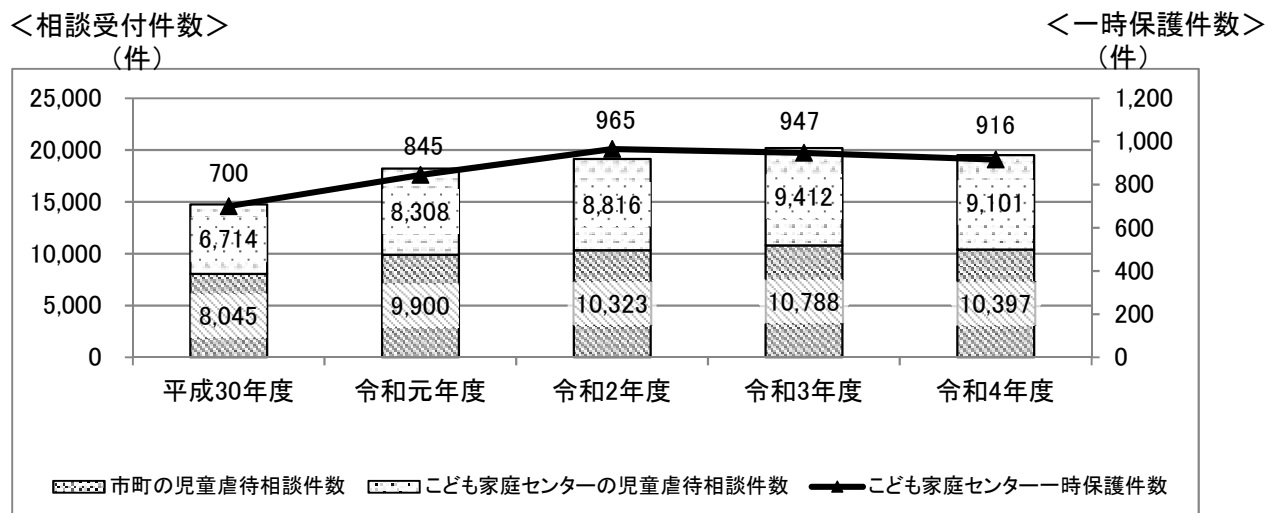
出典: 県・児童課調べ

### ④児童虐待相談受付件数の増加

2021(令和3)年度から2022(令和4)年度にかけては児童虐待相談受付件数及び一時保護件数が減少しているものの、傾向としては高止まりの状態にある。

また、市町及びこども家庭センターが受け付けた児童虐待相談受付件数は、令和4年度(19,498件)は2018(平成30)年(14,759件)の1.3倍となっている。

図4-4 児童虐待相談受付件数の推移

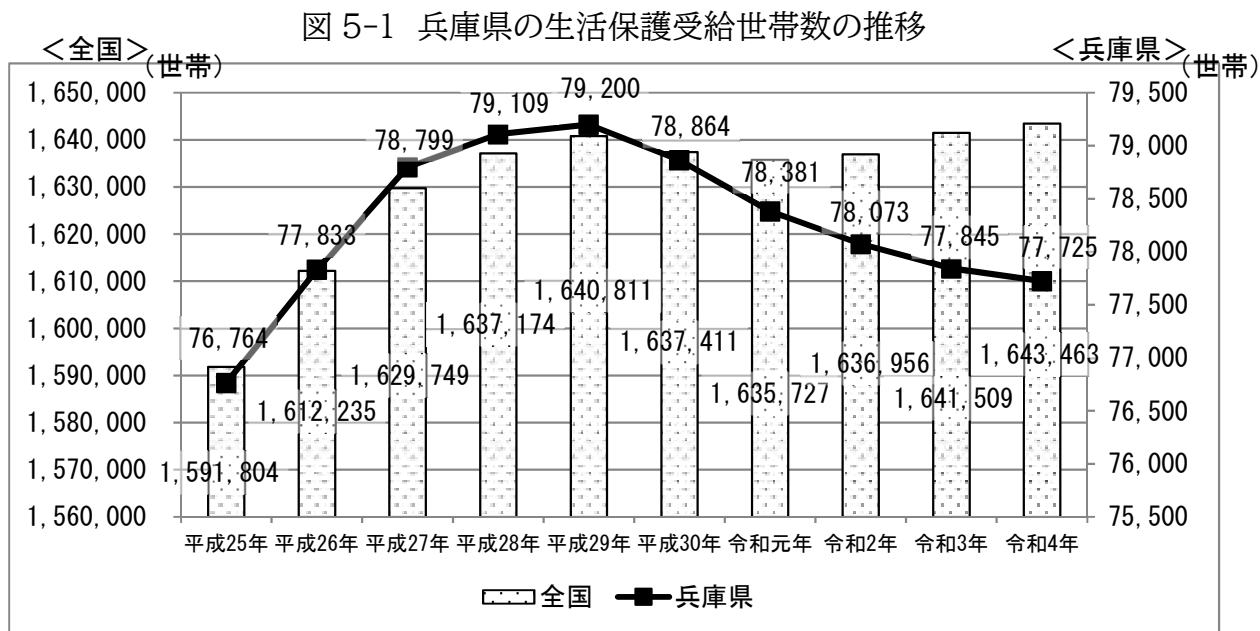


出典: 県・児童課調べ

### (5)生活困窮者に関する状況

#### ①生活保護受給世帯の増加

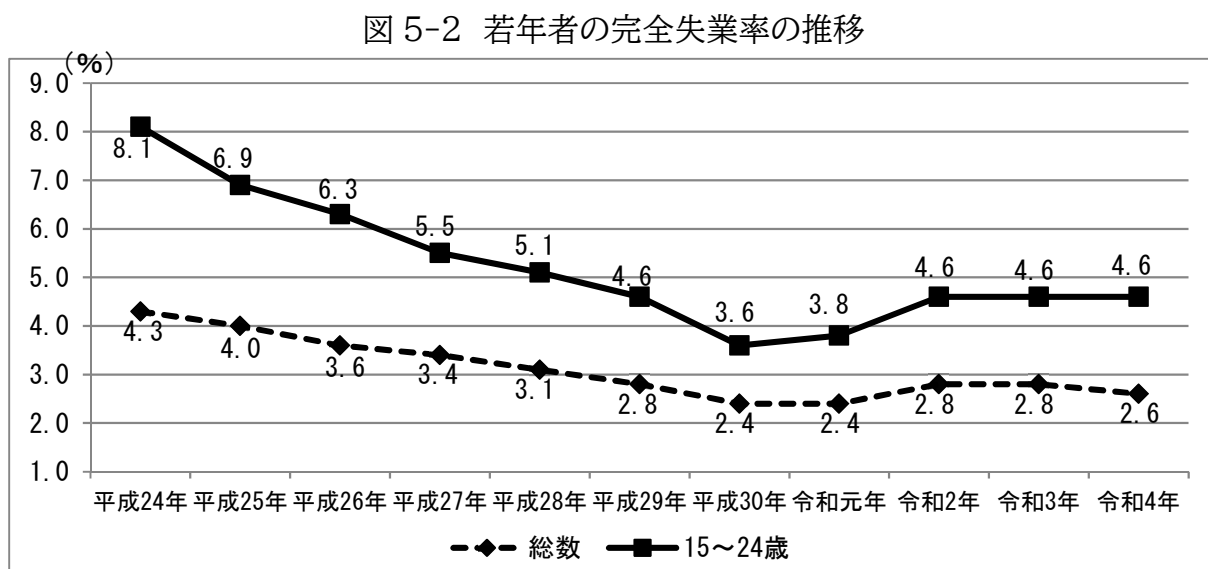
本県の生活保護受給世帯数は、2017(平成29)年をピークに減少している。2022(令和4)年は77,725世帯であり、全国(1,643,463世帯)の約4.7%を占めている。



出典:厚生労働省「被保護者調査」を基に作成

#### ②若い世代の失業が深刻化

リーマンショック(平成20年秋)以降、雇用失業情勢は全体として改善してきているものの、失業率は2.6%前後で推移しており、若年者(15~24歳)の失業率は全体の失業率を常に上回っている。

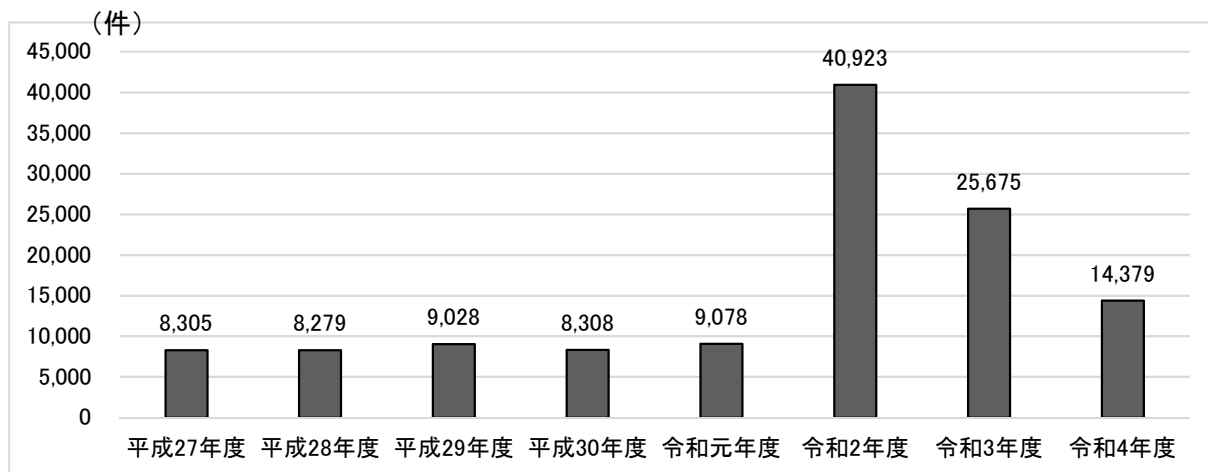


出典:総務省統計局「労働力調査」を基に作成

### ③生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移

2020(令和2)年度には、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の制限等の影響から、生活困窮者自立相談支援事業の相談件数は大幅に増加した。それ以降、行動制限の緩和等に伴い減少してはいるものの、2022(令和4)年度も14,379件と高止まりの状態にある。

図 5-3 兵庫県内の生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移

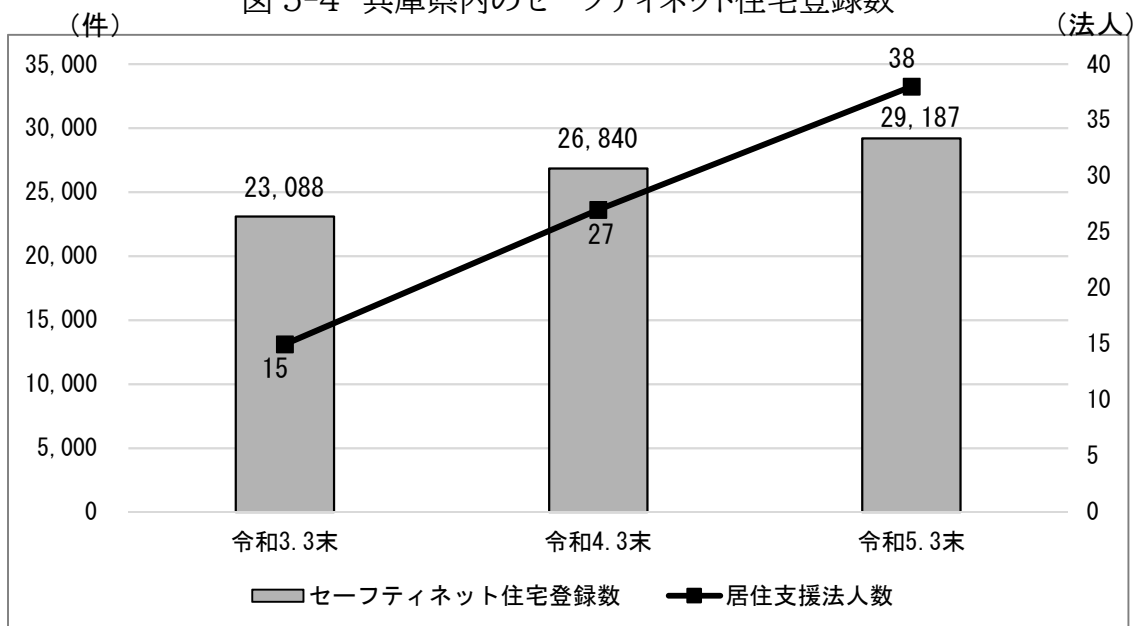


出典:県・地域福祉課調べ

### ④セーフティネット住宅登録数

要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅登録数及び要配慮者への入居支援等を行う居住支援法人数は、共に年々増加しており、入居支援体制は充実してきている。

図 5-4 兵庫県内のセーフティネット住宅登録数



出典:県・住宅政策課調べ

#### ⑤生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付の状況

新型コロナウイルス感染症の発生による休業等により、当面の生活費に関する資金需要に対応するため、2019(平成31)年3月から2022(令和4)年9月末まで実施された生活福祉資金の特例貸付について、県内では合計 20 万 1,705 件、約 805 億 6,900 万円の貸付けが行われた。

図 5-5 兵庫県の生活福祉資金新型コロナウイルス特例貸付の状況(H31.3~R4.9)

種別	件数(件)	金額(百万円)
緊急小口資金	77,142	14,150
総合支援資金	87,568	46,628
総合支援資金(再貸付)	36,995	19,791
合計	201,705	80,569

出典:兵庫県社会福祉協議会調べ

## (6)生活に課題を抱える人の状況

### ①ひきこもり状態にある人の状況

2023(令和5)年3月に発表された内閣府調査に基づく全国推計値から、本県のひきこもり状態にある方は約6.3万人で、生産年齢人口(15歳～64歳)の50人に1人がひきこもり状態であると推計される。また、ひきこもりになった主な理由の1つとして、およそ5人に1人が「新型コロナウイルスの流行」をあげており、コロナ禍での社会環境の変化が背景にあることをうかがわせる結果となっている。

図 6-1 兵庫県のひきこもり対象者数(推計)

	平成 31 年 5 月(※1)	令和 5 年 3 月(※2)
全国(推計)	約 115 万人	約 146 万人
兵庫県(推計)	約 5 万人	約 6.3 万人

出典：※1 内閣府「若者の生活に関する調査」(平成28年度)、内閣府「生活状況に関する調査」(平成30年度)

※2 内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年度)を基に県・障害福祉課作成

### ②アルコール依存症者の状況

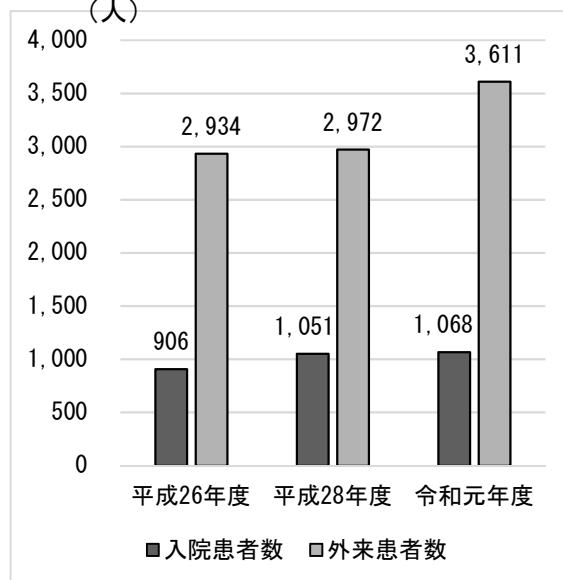
アルコール依存症の患者数は入院・外来とも増加傾向にあるが、潜在的なアルコール依存症者数 12.7 万人(平成30年度推計値)に比べて、実際に医療機関を受診している人数は少ない。

図 6-2-1 アルコール依存症者の推計値(平成30年度)

	男性	女性	計
兵庫県	11 万人	1.7 万人	12.7 万人
全国	263 万人	40 万人	303 万人

出典：「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラム開発に関する研究 2016-2018」

図 6-2-2 アルコール依存症の精神病棟での入院、精神科での外来患者数(人)



出典：精神保健福祉資料

### ③ギャンブル等依存症者の状況

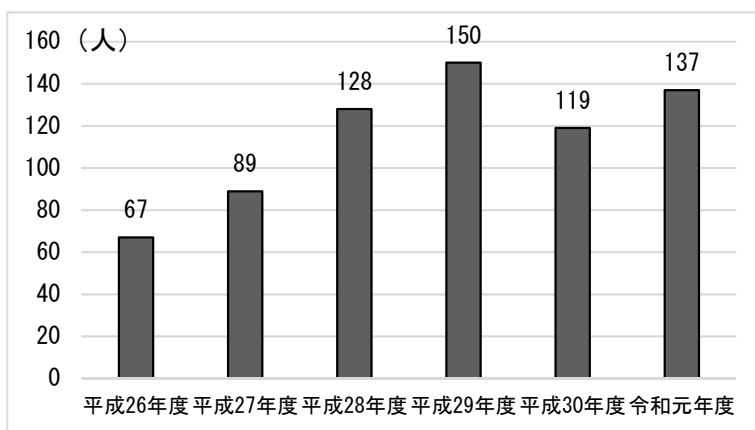
本県のギャンブル等依存症の外来患者数は2019(令和元)年度で137人であるが、国の調査によると、ギャンブル等依存症が疑われる者の割合は成人の2.2%であり、本県では2020(令和2)年度時点で96,211人と推計される。ギャンブル等依存症が疑われる者のうち、実際に医療機関を受診している人はごく一部であると考えられる。

図 6-3-1 ギャンブル依存症者の推計値(令和2年度)

兵庫県	96,211人
-----	---------

出典:「ギャンブル障害及びギャンブル関連問題の実態調査」(令和2年度)

図 6-3-2 ギャンブル等依存症外来患者数の推移

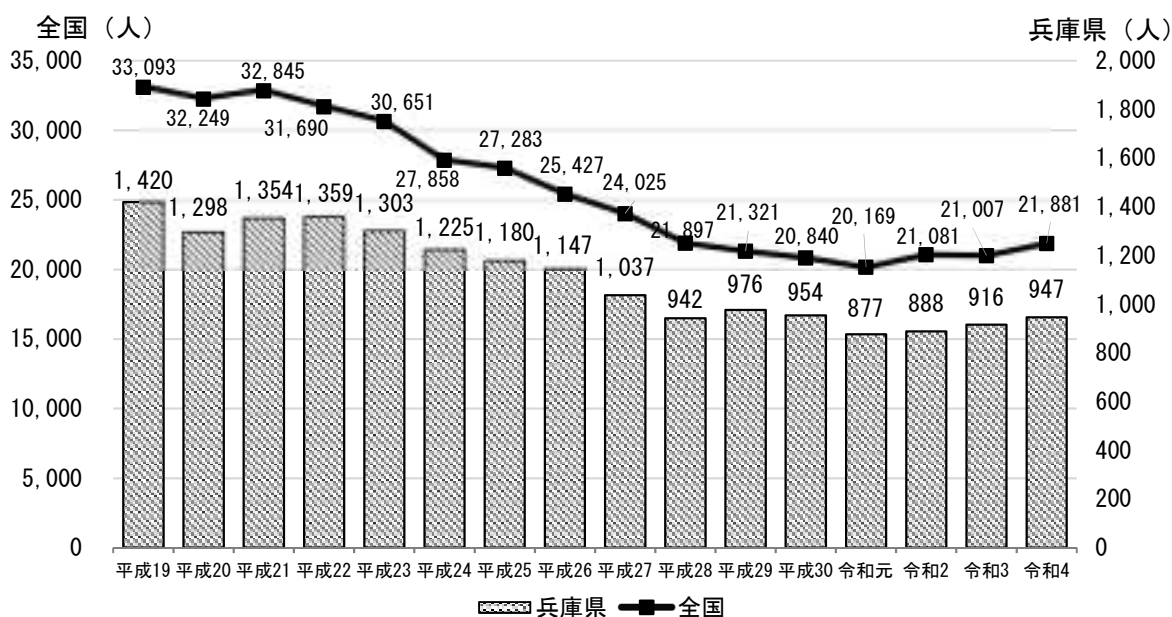


出典: 精神保健福祉資料

### ④自殺者数の増加

本県の自殺者数は減少傾向にあり、平成28年以降継続して1,000人を下回っているが、令和2年以降は3年連続で微増している。2022(令和4)年は947人であり、全国(21,881人)の4.3%を占めている。

図 6-4 自殺者数の推移



出典: 警察庁・県警本部資料

⑤世話をしている家族の有無

小学6年生の 6.5%(約15人に1人)、中学2年生の 5.7%(約17人に1人)が「世話をしている家族がいる」と回答しており、1学級につき1~2人のヤングケアラーが存在している可能性がある。

図 6-5 家族の世話をしている学生の割合

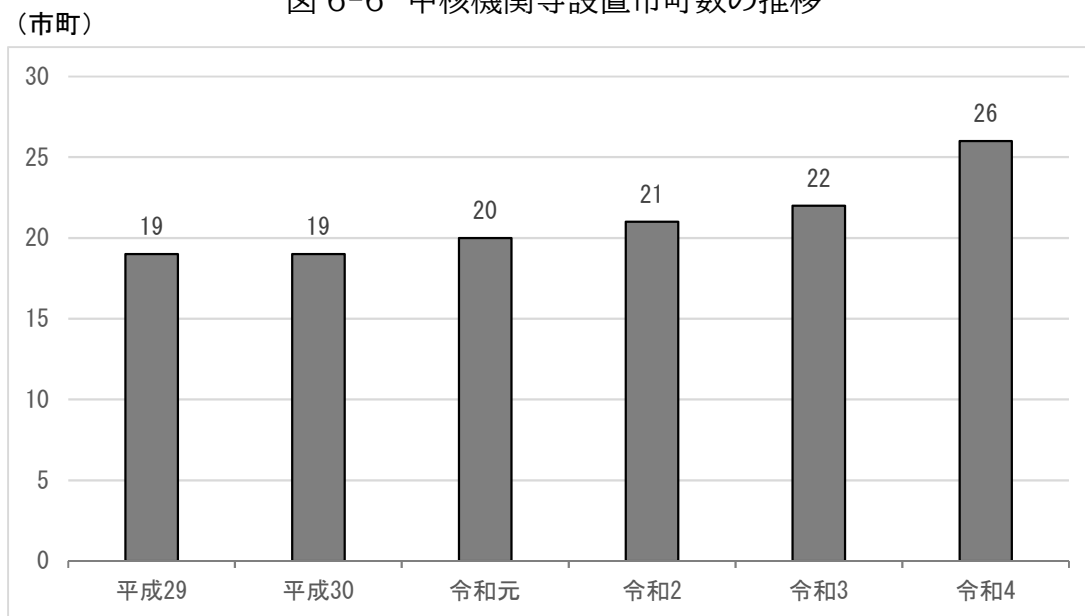
区 分	割 合
小学生(6年生)	6.5%
中学生(2年生)	5.7%
高校生(2年生)	4.1%
大学生(3年生)	6.2%

出典:「2020年・2021年 ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(厚生労働省)を基に作成

⑥成年後見制度利用促進・権利擁護支援における中核機関等の設置

権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関等を設置している市町数は増加しているものの、令和4年では県内約63%(県内41市町中、26市町)にとどまっている。

図 6-6 中核機関等設置市町数の推移



出典:県・地域福祉課調べ

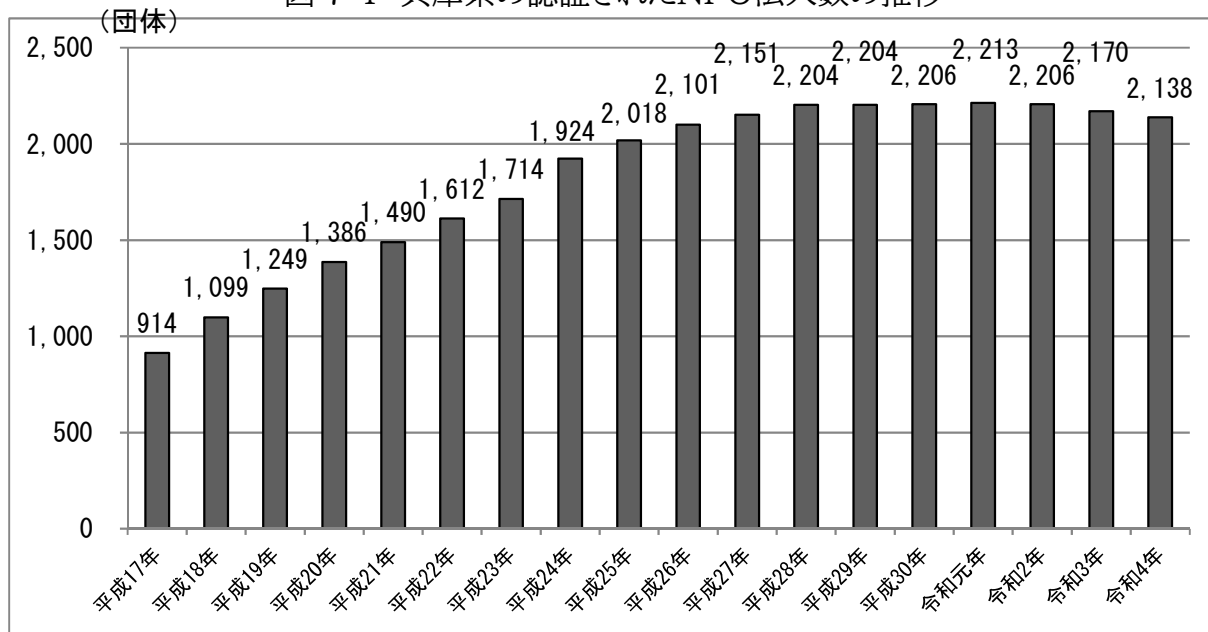


(7)活動主体(地域住民、NPO等)に関する状況

①NPO法人数の推移

県内のNPO法人数は、近年、横ばいであり、2022(令和4)年は2,138団体となっている。

図7-1 兵庫県の認証されたNPO法人数の推移

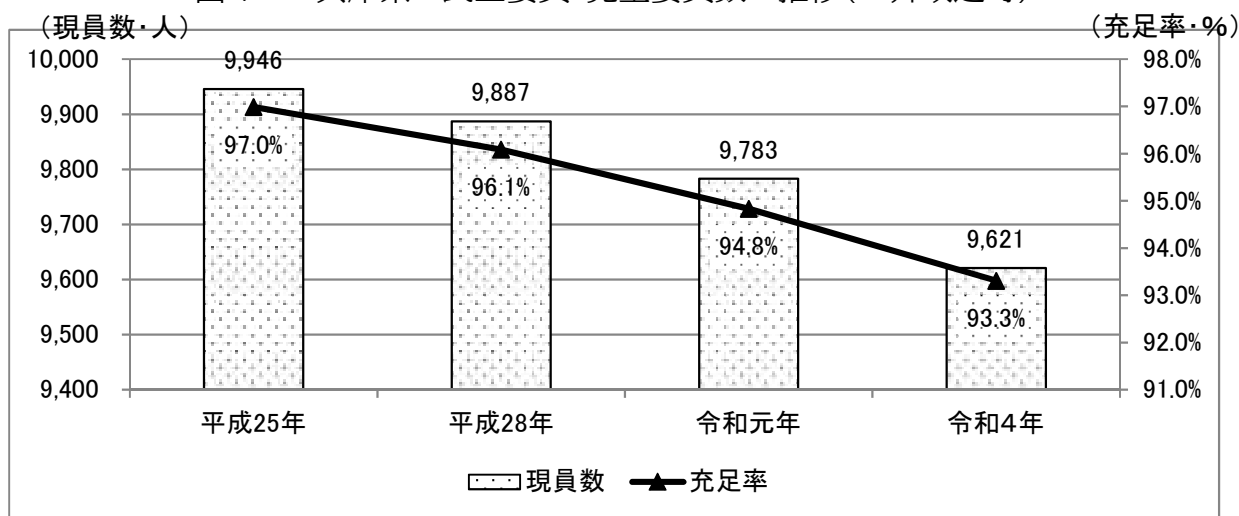


出典:県・県民躍動課調べ

②民生委員・児童委員の充足率の低下

民生委員・児童委員の一斉改選時(3年毎)における現員数及び充足率はともに減少傾向にある。2013(平成25)年の一斉改選時には充足率97.0%であったが、2022(令和4)年の一斉改選時には充足率93.3%にまで低下しており、なり手不足への対策が求められている。

図7-2 兵庫県の民生委員・児童委員数の推移(一斉改選時)



出典:県・地域福祉課調べ

### ③社会福祉法人連絡協議会の増加

市区町域で複数の社会福祉法人が連携し、地域生活課題の解決を図る取り組みである社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)は、年々その数を増やし、2023(令和5)年度は44か所に設置されている。

図 7-3 社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の設置状況

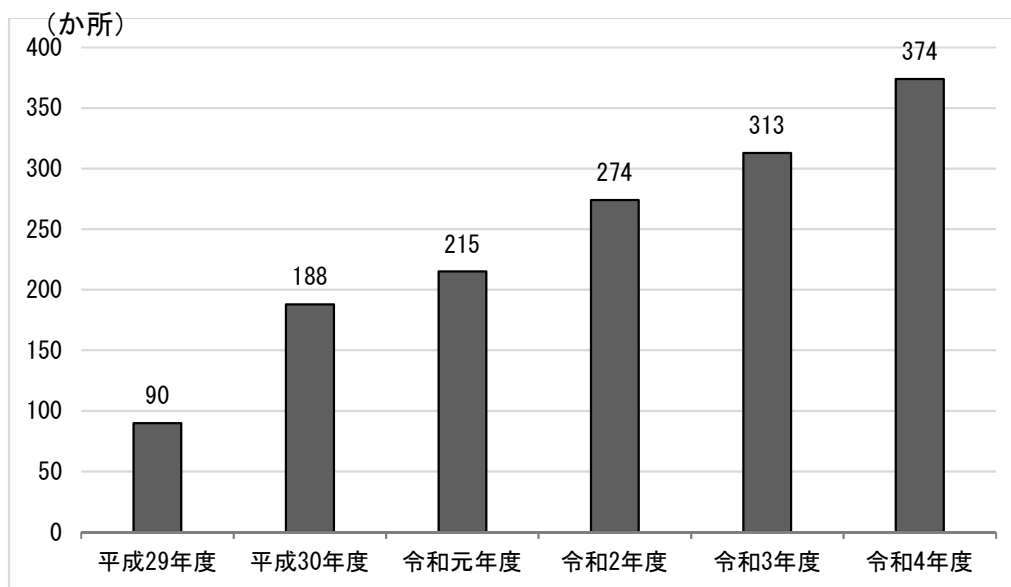
平成 29 年度 (以前)	伊丹市、南あわじ市、垂水区、丹波市、佐用町、 丹波篠山市、東灘区、兵庫区、西区、宝塚市、灘区、 長田区、須磨区、北区、明石市、小野市、三田市、 加西市、中央区	19 か所
平成 30 年度	加東市、たつの市、川西市、豊岡市、赤穂市、西脇市、 尼崎市、新温泉町	8か所
令和元年度	西宮市、加古川市、高砂市、宍粟市	4か所
令和2年度	姫路市、播磨町、上郡町、相生市、芦屋市、洲本市	6か所
令和4年度	稲美町、養父市、福崎町	3か所
令和5年度	朝来市、多可町、猪名川町、太子町	4か所
合 計		44 か所

出典:兵庫県社会福祉協議会調べ

### ④子ども食堂の増加

2017(平成 29)年度に県内 90 か所で開設されていた子ども食堂は年々増加し、2022(令和 4)年度には 374 か所で開設されている。

図 7-4 兵庫県内の子ども食堂数の推移

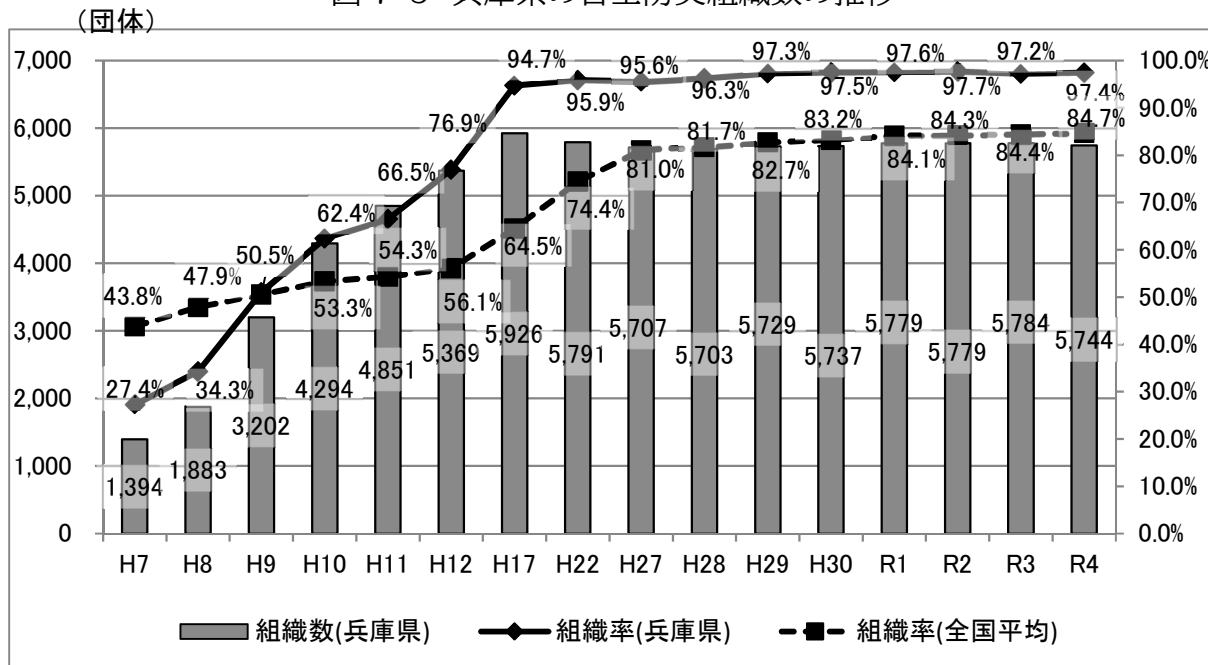


出典:県・地域福祉課調べ

### ⑤自主防災組織率の上昇

本県の自主防災組織数は横ばいであるが、組織率は2022(令和4)年度の全国平均 84.7%に対し、本県では 97.4%と全国平均を約 13%上回っている。

図 7-5 兵庫県の自主防災組織数の推移



出典: 県・消防保安課調べ

### ⑥災害時における個別避難計画の策定状況

災害時、高齢者や障害者等の避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、一人ひとりの状況に合わせて事前に作成する個別避難計画について、兵庫県では、全 41 市町が個別避難計画を1件以上作成している。全国 1,741 市区町村のうち、一部でも個別避難計画を作成している自治体は 1,474 自治体(84.7%)である。

図 7-6 災害時における個別避難計画の策定状況

	兵庫県	全国
市町数	41	1,741
策定済	41	1,474
未策定	0	267
策定済の割合	100%	84.7%

出典: 内閣府・消防庁「個別避難計画の策定等に係る進捗状況の把握について」

## 2 地域福祉を推進する上での課題

### (1)複合的な課題、制度の狭間の課題等への対応強化

- 高齢の親と働いていない独身の 50 代の子どもが同居している世帯に係る問題である「8050 問題」、親なきあとの問題、育児と介護のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラー、虐待、高齢障害者への対応など複数の課題が重なり合い、複雑化・複合化する制度の狭間への対応が必要である。
- 世帯規模の縮小等を背景とした人間関係の希薄化により、地域住民相互の関心・理解が低下し、さらに新型コロナウイルス感染症の影響による孤独・孤立の問題への対応が必要である。
- 地域社会からの孤立や SOS が出せないことで、適切な支援を受けることができない生活困窮者等を、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関と緊密な連携を図ることにより早期に発見し、適切な支援につなげることが必要であるとともに、世帯の自立や社会参加の仕組みづくりを進める必要がある。
- コロナ禍を端緒として、社会福祉協議会が貸し付けた生活福祉資金の新型コロナウイルス特例貸付借受人等に対する生活困窮者支援は、物価高騰等の影響により長期化が予測されることを踏まえ、相談支援体制の強化を図ることが必要である。
- 認知症高齢者等の増加に伴い、判断能力が十分でない者の増加が見込まれることから、本人中心の地域生活を支援する権利擁護施策の強化が必要である。
- 分野横断的な課題に対応するため、地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供及び地域福祉の拠点となり居場所機能を担うなど共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点による地域づくりの取組の一層の展開が必要である。

### (2)住民が主体となった地域づくりの推進

- 住民による地域づくりの取組は、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じた自由で拡がりのあるものであり、住民自治の担い手として自ら地域をつくっていくものである。住民自身が主体的に取り組めるよう、行政や関係団体等が緊密に連携して取組を支援することが必要である。
- 地域での付き合いの希薄化が続いている中、住民自身が地域づくりに主体的に取り組めるよう、暮らしの中で住民が話し合う場、福祉専門職や行政のネットワーク、住民と専門職等のネットワークなど、圏域を意識した重層的な連携・協働の場づくりとして、官

民協働による地域福祉ネットワークを形成する必要がある。

- 自治会をはじめとした地域を担う団体の組織基盤の脆弱化(人員不足・財源不足等)や新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした会議自粛等に起因するコミュニティの相互扶助機能(互助)の低下への対応が必要である。
- 地域で孤立している住民、食事や学習等に困っている子どもなどについては、世代や属性を超えた住民同士の交流の場として、ふれあいサロンや子ども食堂などの住民の主体的な取組や、ボランティア活動の拠点となる居場所の充実が求められる。
- 社会福祉法人は、社会福祉法第24条により、その専門性を活かした地域における公益的な取組を実施することが求められており、施設や事業所が所在する地域住民のニーズに応える機能の発揮が期待されている。  
また、社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)も含め、制度の狭間等の地域生活課題の解決や分野横断的な取組の充実が求められる。
- 平常時から災害時に備え、地域の中で顔の見える関係づくりや災害時の要配慮者の支援体制を構築するため、住民の交流機会の充実や地域の実情に応じた住民相互の支え合いのしくみづくりを進める必要がある。  
また、個人情報取扱に関しては、災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成が市町の義務とされたことも踏まえ、市町において支援を必要とする人達の情報共有の仕組みを構築する必要がある。
- 増加傾向にある外国人県民が、地域の一員として、自らの強みや独自の視点を活かして、地域の活性化に貢献し、地域社会を支える担い手となる取組を推し進めること(多文化共生の推進)が必要である。
- 寄附やクラウドファンディング等の新たな資金調達方法を通じた資金提供も地域づくりへの参画のひとつの形態と捉え、地域貢献につながる活動として、住民の理解が進むように寄附等の普及を図る必要がある。
- 地域共生社会を目指した地域福祉の推進は、福祉の分野にとどまらず、福祉以外のまちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯、防災、交通等の領域の取組と連携して進める必要がある。

### (3) 地域を支える人と組織の多様化及び裾野の拡大

- 地域づくりへの参加や就労などを通して、誰もが社会的な役割や生きがいを持つこと

により、支援を受けている人も状況や場合によっては「支え手」となり得ることを理解するなど、地域福祉の担い手としての意識を醸成することが必要である。

- 地域住民、地域団体、ボランティアグループ、セルフヘルプグループ(当事者組織)、NPO法人、民生委員・児童委員、社会福祉法人、社会福祉協議会、生協・農協等の協同組合、企業、学校、行政等の属性の問わない幅広い層が地域福祉の担い手として地域づくりに参画し、協働できる仕組みを構築することが必要である。
- 地域福祉を推進するにあたり、「暮らしと地域」全体の視点を持ちながら、地域住民との協働を通じて地域の資源を生かし、必要に応じ開発することで、個人や世帯が抱える地域生活課題の解決につなぐコーディネート力が高い行政職員・専門職を育成する必要がある。
- コロナ禍や物価高騰等の影響により、生活困窮者・ヤングケアラー・ひきこもり等の支援を要する者が増加しており、複雑化・多様化する課題に的確に対応できる人材の確保・育成に努める必要がある。
- 地域生活課題が複雑化・多様化する中、民生委員・児童委員の役割や負担が増大し、新たな担い手不足につながっていることを踏まえ、民生委員・児童委員のなり手不足の解消への対応が必要である。
- 高齢化等の進行により福祉・介護ニーズが増大する中、自分らしく暮らし続けるためのサービスを支える福祉・介護人材の確保(定着)が大きな課題になっている。

#### (4) 庁内連携及び関係団体との連携の強化

- 福祉以外のまちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯、防災、交通等、生活の基盤となる分野においても、地域生活課題がその分野と密接に関連することを踏まえ、相互に連携した中長期的かつ総合的な地域づくりを推進する必要がある。  
このため、福祉部局と地域づくり部局、教育委員会等との連携をはじめ関係部局との庁内連携を強化する必要がある。  
例えば、包括的な支援体制を整備するため、生活困窮をはじめ、高齢者、障害者、児童、住宅等の諸課題に対して一体的に対応できるよう庁内連携を強化する必要がある。
- 市町社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条第1項により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、市町域で地域福祉活動を推進する中核的な役割を担うとともに、地域福祉のコーディネート役として、官民協働による地域福祉の推進体制を構築することが求められている。

県と県社会福祉協議会、市町と市町社会福祉協議会が、「地域共生社会の実現」に向け、役割分担を行った上で、共に地域福祉を推進していく必要がある。

# 第3章 地域福祉の推進方策

## 1 包括的に支援する体制づくり

地域住民が抱える地域生活課題が複雑化・複合化している中、市町には、高齢、障害、児童等、各分野の支援体制では対応が困難な地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められている。

また、市町の包括的支援体制づくりに加え、高齢者、障害者や児童への虐待の未然防止及び迅速な対応、地域における権利擁護の推進のほか自殺対策などのちや尊厳を守っていく取組が必要である。

### [数値目標]

○多様な地域生活課題に対応できる包括的な支援体制を構築する。

・重層的支援体制整備事業の実施市町数

6市(2023年度) → 41市町(2028年度)

・調整中

○○(2023年度) → ○○(2028年度)

(1)分野横断的な支援体制の構築に向けた体制の整備(重層的支援体制整備事業の推進)

○ 社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備が義務化され、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、制度の縦割りを超えて、人とのつながりを再構築しようという、「重層的支援体制整備事業」が創設された。

○ 市町は、重層的支援体制整備事業を活用し、それぞれの支援機関では対応しがたい複合的かつ複雑な課題や制度の狭間にある課題等を多機関が協働して包括的に受け止める支援体制を整備するほか、支援を必要とする者を早期に把握するため、適宜、アウトリーチを行いながら、積極的に展開する。

また、社会的孤立を予防し地域生活課題の早期発見につながる住民の地域福祉活動や一人ひとりの活躍を応援し、多種多様な社会参加の場づくりと参加ニーズに応じた支援に取り組む。〔市町〕

○ 市町は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされており、地域住民等の支援ニーズに包括的に対応するため、市町の地域福祉計画に内包していく場合も含め、計画の策定につき努める。〔市町〕



- 市町は、重層的支援体制の整備にあたり、これまで各地域において蓄積してきた官・民の福祉資源を活かす視点、分野横断的な取組を行う必要性・重要性にかかる庁内全体での共有を図るとともに、体制整備後もPDCAサイクルにより取組を進める。  
〔市町〕
- 県は、重層的支援体制整備事業が市町地域福祉計画を進める上で核となる役割を果たすことが期待されることから、本事業を第5期兵庫県地域福祉支援計画のリーディングプロジェクトとして位置づけ、広域的・専門的な見地から、積極的に市町の取組に対する助言、情報提供、ワークショップによる研修等を行い、重層的支援体制整備事業の実施を支援する。〔県〕

〔主な県の施策〕

○重層的支援体制整備への支援

市町が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、介護、障害、子ども、生活困窮の分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう、重層的支援体制整備事業交付金を交付する。



また、県・市町連絡会議を開催し、県内市町の先進事例を学ぶ機会や担当者同士の意見交換の場を設けるとともに、地域福祉の中心的役割を担う市町や市町社会福祉協議会の担当者を対象にしたセミナーを開催し、他府県の事例紹介や学識経験者による講演を行っている。

今後、県内実施市の取組について検証を行うとともに、包括的な支援体制を構築するためのマニュアルや事例集を作成することにより、各市町が地域の特性に応じた支援体制を構築できるよう、市町支援を行うこととしている。

調整中

《事例》〇〇市の重層的支援体制整備事業の概要

---

調整中

## (2)地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握

- 民生委員・児童委員、保護司、生活支援コーディネーター等の地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者に関する情報が、地域住民の相談を包括的に受け止める場に入ってくる体制を整備する。

〔社協、市町、県〕

- 介護保険における地域ケア会議や生活支援体制整備事業における協議体等の活用により、より暮らしに身近な圏域で地域の関係者が参加の上、個別事例の検討を通じた地域生活課題の抽出及び課題解決に向けた検討を進めていく。

〔事業者、社福、社協、市町、県〕

## (3)生活困窮者等に対する分野横断的な対策の推進

- 生活困窮者に対する自立支援にあたっては、社会的孤立を解消させ、社会参加に繋がるような居場所づくりや中間就労の場、さらには住まいの確保や就労支援など生活全般にわたる伴走型の包括的な支援を、福祉、就労、住宅その他の関係機関や民間団体と緊密に連携して行う。とりわけ生活困窮者自立支援法に定める各事業については、地域の実情を踏まえた方式で全事業を実施に努める。〔市町、県〕

- 行政、福祉関係機関、民間企業、地域団体等の公民が連携し、地域において生活困窮者等に対する食品配布等のサポートを行うとともに、持続可能な支援体制を構築するため、「ひょうごフードサポートネット」において、食品支援の周知・啓発や関係団体の連携強化等を推進する。〔事業者、社福、社協、市町、県〕

- 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、今後、単身高齢者世帯の増加が見込まれる中において、孤独・孤立の問題の更なる深刻化が懸念されることから、孤独・孤立対策に係る県民意識の醸成を図るとともに、県・市において、官民連携による施策推進のための協議の促進や、地域の関係機関が連携して必要な情報交換や当事者等への支援内容を協議する地域協議会の設置(既存の協議会等の活用を含む)など、支援体制の構築を図る。〔市町、県〕

- ひきこもり対策について、より身近な市町域における相談窓口や居場所等の充実を図り、市町のひきこもり支援施策への広域的、専門的な後方支援を実施する。〔市町、県〕

- ヤングケアラーや若者ケアラーは、周囲も気づきにくく本人や家族の自覚もないまま表面化せず、問題が長期・複雑化する傾向にあるため、県相談窓口の設置や市町における窓口の設置促進などを通じて、ヤングケアラー・若者ケアラーの早期発見、悩みの

相談支援、福祉サービスへの円滑なつなぎ等の支援体制を市町と連携して全県に構築する。〔市町、県〕

- 自殺対策について、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのない兵庫」の実現をめざして、市町や関係機関・団体と連携した取組の充実を図る。

相談体制の整備や情報発信を図るとともに、子ども・若者、中高年層、高齢者層などライフステージに応じた、きめ細かな対策を推進する。〔市町、県〕

- 市区町域の社会福祉法人間のネットワークを強化し、施設種別の垣根を越えて連携を進めている「社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)」との協議・連携を深め、地域福祉の向上を図る。

また、最近の物価高騰等により深刻化している生活困窮世帯への包括的な支援ができるよう、県内各市町社協に新たに配置された「ほっとかへんネットワークャー」や各支援団体等による連携・協働を推進する。〔社福、社協、市町〕

## [主な県の施策]

### ○ひょうごフードサポートネット

長引くコロナ禍に加えて、食品等の価格高騰が加わり、生活に大きな影響を受けている生活困窮者等が増加していることから、生活困窮者等に対して、行政・福祉関係機関・民間企業・地域団体が連携して食品配付などのサポートを行うとともに持続可能な支援体制を構築するため、兵庫県では令和4年度に「ひょうごフードサポートネット」を立ち上げた。

サポートネットにおいては、食品支援の周知・啓発や関係団体の連携強化等を推進するほか、子ども食堂等がヤングケアラーや単身世帯等の自宅へ見守りも兼ねてお弁当を届ける「アウトリーチ事業」を支援している。



### ○孤独・孤立対策推進事業

調整中

### ○ひきこもり対策総合支援事業

調整中

[主な県の施策]

○自殺対策(相談体制の充実強化)

自殺の原因は多岐にわたり、また時間・曜日を問わず発生するため、悩みを抱える方がいつでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるよう、24時間電話相談体制の強化やICTを活用した相談体制の充実等を図る。



## 《事例》 ヤングケアラー支援の取組

〔兵庫県〕

兵庫県では、令和4年度から全県的な専門相談窓口を開設するとともに、全国に先駆けて『ヤングケアラー配食支援モデル事業』を実施している。ヤングケアラーのいる世帯全員分のお弁当を自宅に届けるとともに、配食を通じて家庭の状況を確認し、地域関係機関と連携して必要な支援に繋げている。

また、行政・教育・福祉分野の支援者に対する多職種連携研修や、当事者団体が開催する交流会やオンラインサロンへの補助事業を実施しているほか、広く一般に理解を深めるシンポジウムや市町等の関係者の支援を進めるフォーラムの開催等を通じて、ヤングケアラーへの支援を全県的に展開している。



【配食支援モデル事業 PR 資料】



【ヤングケアラーへの理解を深めるシンポジウム】

〔神戸市〕

神戸市では、令和3年6月に全国初となるヤングケアラー向けの相談窓口を開設し、専門の相談員による相談・支援業務を開始した。

窓口では、家族や友人には相談できない、ヤングケアラーとしての悩みや希望を聞き取り、精神的負担の軽減を図るとともに、本人や家庭の現状を改善するために必要な公的支援の検討や関係機関との調整を行い、継続的な伴走支援を行っている。

また、当事者同士が気軽に集える場として『ふうのひろば』を同年10月から定期開催している。

当事者同士で交流や情報交換することにより、気持ちの整理やリフレッシュにとっても役立っている。



【ふうのひろば PR 資料】



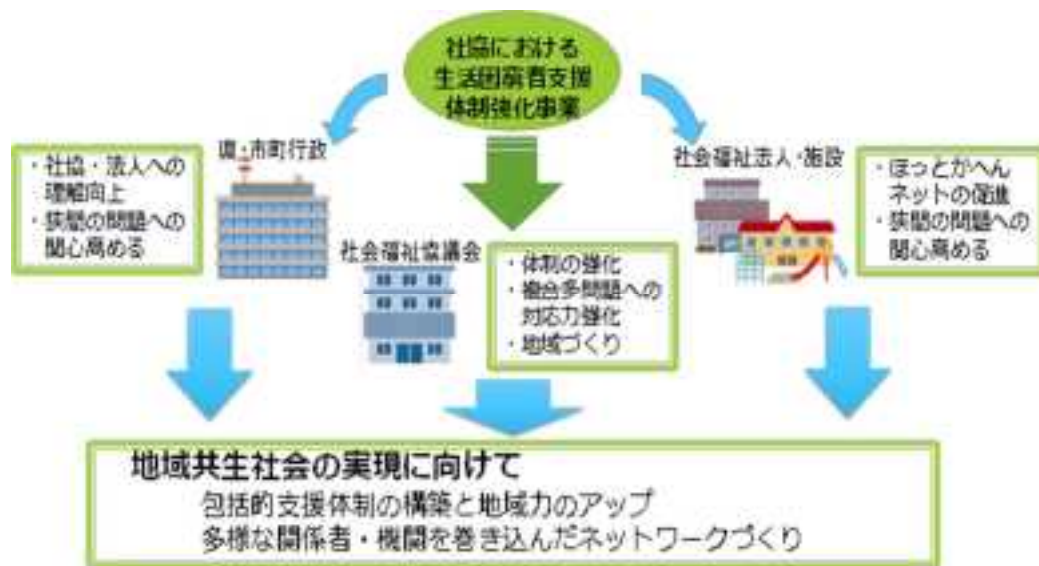
【ふうのひろば交流・情報交換会】



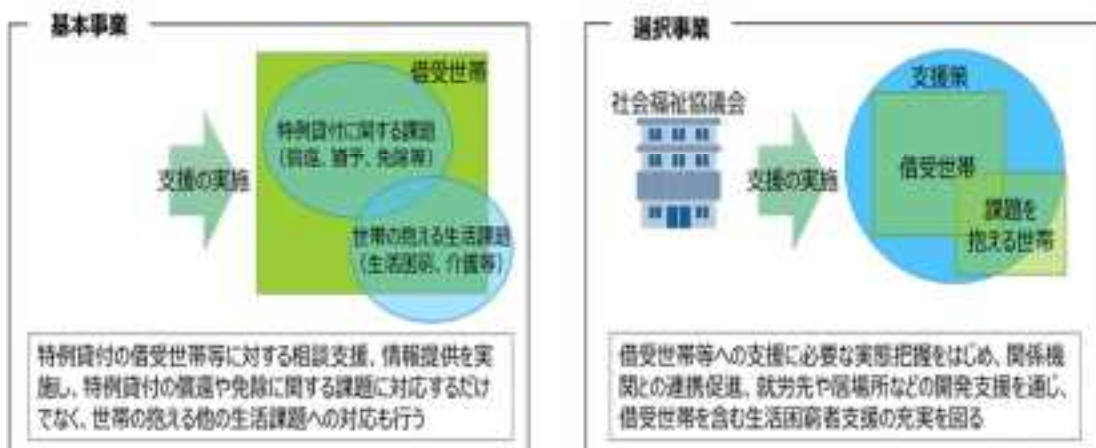
## 《事例》ほっとかへんネットワーク(社協における生活困窮者体制強化事業)

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活福祉資金特例貸付を借入れた世帯に係る2023(令和5)年1月からの償還開始を受けて、生活困窮状態が続く借受世帯等が、安心して暮らすことができるための相談支援などの支援と、地域内のセーフティネットの充実を通して社会的孤立・排除の解消及び予防を図ることを目的として、県内の市町社会福祉協議会において実施している。

市町社会福祉協議会に担当職員(ほっとかへんネットワーク)を配置し、借受世帯等への相談支援を通じて地域の生活課題を把握して、課題解決に向けたネットワークづくりや当事者の活躍・参加の機会の創出に向けた取組を行っている。



- 実施期間 令和5年4月1日～令和17年3月31日(特例貸付:総合支援資金〔再貸付〕の償還計画期間)
- 実施内容 借受世帯の抱える課題に対する相談支援を行う「基本事業」と、特例貸付の借受世帯への支援策の充実・開発を通じて地域における生活困窮者支援の充実を図る「選択事業」を実施する。



#### (4) 権利擁護支援体制の充実

- 各市町において、「第2期成年後見制度利用促進基本方針」に基づき策定した市町計画において、後見制度の利用促進や中核機関の整備運営など地域連携ネットワークづくり等の取組を適切に推進する。〔市町〕
  
- 市町は、本人の意思決定を支えるチームによる伴走型支援、虐待や生活困窮等への対応を含めた専門的支援、地域づくりの支援という3つの観点により、権利擁護支援センターの設置など各地域での権利擁護支援体制の充実を図る。〔社協、市町、県〕
  
- 地域連携ネットワークが地域共生社会の実現の基盤として機能するよう、意思決定支援・地域づくり・参加支援に資する権利擁護サポーター（市民後見人など）を養成するとともに、各市町で設置される権利擁護・成年後見支援にかかる協議会においては、行政・福祉・法律専門職に当事者団体や市民後見人等が参加し、権利擁護支援の理念浸透、個別支援の機能強化、多様な主体の参加の観点からの協議に取り組む。  
〔社協、市町、県〕
  
- 県は、市町の権利擁護支援体制の充実強化にかかる後方支援（専門員配置による助言支援、支援体制づくり事例集を活用した研修等）を行うとともに、権利擁護支援にかかる全県的な地域連携ネットワークの構築や、地域において専門職等と連携して権利擁護を広く支援する人員の養成等について、広域的観点から計画的に取り組む。〔県〕
  
- 権利擁護のニーズが高まる中、認知症等で判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を通じて意思決定支援を行う日常生活自立支援事業のより一層の周知、活用を図る。〔社協、市町、県〕
  
- 高齢者や障害者、児童、配偶者等に対する虐待の深刻化を防ぐためには、早期発見・早期支援が重要であり、関係機関や市町、県との緊密なネットワークを形成し、着実な情報共有を図る。〔県民、社福、市町、県〕

##### [主な県の施策]

- 権利擁護サポーター

調整中

《事例》 権利擁護支援体制

---

調整中

#### (5) 共生型サービス等の展開

- 利用者の支援や生活の質の向上に資するために、高齢、障害、子ども・子育て等の複数の福祉サービスを総合的に提供する多機能型のサービスを推進する。

また、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、農園等において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせることによる世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場を整備する。〔社協、市町、県〕

## 2 安心して暮らせる地域づくり

地域福祉の推進は、全国一律の画一的なサービスの提供ではなく、自治体と地域の創意工夫により、住民が主体となり、豊かで多様なつながりのある地域づくりを目指した取組である。

このため地域福祉を推進するためには、各市町が地域の実情に応じた圏域(エリア)設計を行い、それぞれの圏域に、地域住民、行政、社会福祉協議会、NPO 法人など地域の関係機関が参画・協働するネットワークを構築し、そのネットワークをつないでいくことが求められる。

### [数値目標(案)]

- 住民が主体となり、豊かで多様なつながりのある地域づくりを推進する。
  - ・県民意識調査において、  
「今の生活全般での満足度」の「満足」・「まあ満足」の割合  
65.3%(2022年度) → 70%以上(2028年度)
  - ・「兵庫のゆたかさ指標」県民意識調査において、  
「頼りになる知り合いが近所にいる割合」の「いる」・「どちらかといえば いる」の割合  
62.2%(2022年度) → 63%以上(2028年度)
- 地域福祉ネットワーク(地域生活課題の解決を目指した住民、地域団体、専門職、行政等が協議・協働するネットワーク)を構築する。
  - ・地域見守りネットワーク応援協定数  
47 団体(2023年度) → 65 団体(2028年度)

### (1)福祉の視点からの地域づくりの推進

- 兵庫県内の多自然地域では人口減少や高齢化の更なる進行により、10年余りで都市部を含めて小規模集落が約3倍に急増し、地域運営の担い手の枯渇や、交通等インフラの衰退により、集落単位での生活機能の維持が困難となりつつある。

こうした地域において地域づくりを効果的に進めるために、それぞれの地域課題や地域の強みなど地域特性を十分に踏まえ、これまでの集落の枠組みを超えて、地域内の様々な関係主体が参画する広域的な地域運営体制の構築に向けて支援する。

また、様々な地域課題の解決に向けて、地域の将来像を描き、地域固有の資源(人と人とのつながり、経済資源、自然環境等)を活かすとともに、地域外の力(人材・投資等)を呼び込む等幅広い取組を展開することで地域住民が安心して暮らし続けることできる持続可能な生活圏の形成を推進する。〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕

- 国においては、地方創生を掲げ、2020(令和2)年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地域の課題解決に向けた住民主体の取組を支援している。

県においても、第2期「兵庫県地域創生戦略」を策定し、団体・人材育成の取組等を進めている。こうした中で、まちづくりの諸活動と、地域団体による福祉活動を分離して進めるのではなく、一体的に推進していく。〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕

## (2)市町の実情に応じた重層的な圏域(エリア)設計

- 市町の実情に応じて、日常生活圏域(小学校区)、サービス圏域(中学校区)、市町域など重層的な圏域(エリア)設計を行う。

その際、圏域は、総合計画(まちづくり)や地域創生等の関係施策、介護保険事業計画、市町社会福祉協議会が策定する地域福祉推進計画など関連制度・計画等との整合を図った設計が求められる。特に、介護保険事業計画における日常生活圏域(※)(概ね中学校区)と、市町地域福祉計画及び地域福祉推進計画の圏域については、それぞれ整合を図った上で各計画に明記する。〔社協、市町、県〕

### □ 市町の実情に応じたエリア設計の留意点

#### (都市部)

多くの住民が居住している地域では、自治会や小学校区域など可能な限り、お互いの顔が見える狭い地域での圏域(エリア)設計が望ましい。

#### (郡部)

集落の小規模化が進行し、地域運営に困難を生ずる等の場合は、複数の集落が連携した地域運営を検討する必要もあることなどから、地域住民による活動が可能な単位での広域でのエリア設定にも配慮する。

### ※ 市町介護保険事業計画に定める「日常生活圏域」について

介護保険法第107条第2項により、市町介護保険事業計画では「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」を設定し、介護サービス量の見込みを立てることとなっている。この区域を介護保険では「日常生活圏域」として、概ね中学校区とされている。

そのため、地域福祉における「日常生活圏域(小学校区)」、「サービス圏域(中学校区)」と混同されやすい。

また、介護保険における生活支援体制整備事業では、「第1層(市町域)」と「第2層(日常生活圏域)」の圏域の考え方があり、各圏域で生活支援コーディネーターを配置し、協議の場づくりを行うこととなっている。

これまでの住民による協議の場づくりは、地域福祉での日常生活圏域(小学校区)より身

近な圏域で行われてきた。そのため、重層的な圏域設計は意識しつつも、地域のこれまでの成り立ち等を踏まえ、地域住民が議論しやすいよう圏域設定すべきであり、介護保険における日常生活圏域(概ね中学校区)のみを無理に当てはめることの無いよう留意して圏域を設計する必要がある。

### (3) 地域福祉ネットワークの構築

- 設計された圏域ごとに、地域生活課題の解決を目指した住民、地域団体、福祉専門職、行政等が協議・協働するネットワーク(地域福祉ネットワーク)を構築する。

併せて、市町は、介護保険の生活支援体制整備事業を活用し、各圏域における地域課題の共有・検討の場である協議の場を整備し、その運営を支えていく。

地域福祉ネットワークの構築にあたっては、地域住民の主体性が発揮され、福祉専門職等との協働により、地域生活課題の解決とその発生の防止を目指す仕組みとして構築することが重要である。とりわけ、自治会域、小学校区域等など住民に身近な圏域においては、住民の主体性・自主性がより一層促される工夫が必要である。

〔県民、事業者、社福、社協、市町〕

- 現状のネットワークの取組では解決が困難な地域生活課題に対しては、地域ケア推進会議、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などのより上位のネットワークで対応するほか福祉専門職や行政と連携しつつ、それらの課題を集約し、課題解決に向けた発展的な仕組みづくりを進める。〔県民、社福、社協、市町〕

- 課題解決の仕組みは、全世代・世帯が対象となる包括的な仕組みとして構想し、「社会参加の場・居場所」「就労」「住まいの確保」等生活全般に渡る支援と結びつけていくことが重要である。〔社協、市町〕

- 制度や専門職等による個別支援のサービス提供につながった後には、特に「つながり」の希薄化を招きやすいことから、引き続き地域の見守りと支え合いの中で、社会から孤立することなく、「つながり」を保ち続けることが重要であることについて留意する。

〔県民、事業者、社福、社協、市町〕

□ 圏域ごとにつくるネットワーク例

地域の実情に応じて設計された重層的な圏域のネットワークを「地域福祉ネットワーク」という。

【第1圏域】

おおよそ自治会域から小学校区圏域における住民の見守り等を進める個別支援のネットワーク(地域見守り会議、随時型のケース会議 等)

【第2圏域】

おおよそ小学校区圏域における住民同士、または住民と福祉専門職によるネットワーク(地域ネットワーク会議等)

【第3圏域】

おおよそ中学校区圏域における福祉専門職間のネットワーク(地域ケア会議等)

【第4圏域】

市町域における代表者等による制度・仕組みづくりのためのネットワーク(セーフティネット会議、地域ケア推進会議、地域自立支援協議会等)

[主な県の施策]

○地域見守りネットワーク応援協定

一人暮らし高齢者世帯等の孤独死が社会問題となる中、各家庭を訪問し異変を発見する可能性のある、電気やガス、新聞配達等のライフラインに関する事業者と見守りに関する協定を締結し、見守り活動や緊急事態への早期の対応、市町が取り組む見守り事業を支援する。

(令和5年11月末現在、47事業者と協定を締結)



(4) 地域を支える活動の基盤強化

- 地域社会の一員である住民が、困りごとを抱えている住民のことを“我が事”として受け止め、助け合いや支え合い活動の取組の中で、支援の手をさしのべ、必要に応じて公的な支援等に適切につないでいくためには、住民が主体となった地域づくり活動をベースとした多様な取組を官民協働により活性化していくことが重要である。

[県民、事業者、社福、社協、市町]

- 限られた社会資源の中で地域づくりを成熟させていくためには、すでにある地域の住民が集まる場やなじみの人間関係、高齢者や障害者の就労の場など、そこに集まる住民が互いを知り合い孤立しがちな人がつながるきっかけとなる多様な集いの場を認識するとともにその活動の意味付けが有効である。[県民、事業者、社福、社協、市町]



- 地域づくりを進める中核となる地域住民等で構成される地域団体やボランティアグループ、NPO法人等のボランタリー組織、セルフヘルプグループ等の活動を活性化させるために多様な支援を行い、住民主体の福祉活動の基盤強化を図る。活動支援にあたっては、組織運営の支援など財政面からの活動の立ち上げ支援に留まらない幅広い支援を行う。〔社協、市町〕
  
- まちづくり協議会など地域運営組織による地域づくり活動と、福祉分野で活動を行ってきた既存のボランティア団体等の活動の連携を図るとともに、必要に応じて組織を再編(例:地域運営組織に新たに福祉部会を設置)するなど、地域生活課題の解決に向けた体制を強化する。

また、賑わいづくりや特産品の開発など地域創生を目的とした地域づくりと、高齢者や障害者等と農作業するなどの農福連携など様々な課題を抱えている人たちを支援する福祉活動との連携を図り、相乗効果を発揮する取組を支援する。〔市町、県〕
  
- 地域の間関係の希薄化により、子育て中の親が孤立しがちとなり、身近に頼る相手がいけないなどの課題に対応するため、子育ての悩み等を話し合える親子の仲間づくりや子育ての相談の場づくり、一時預かりを行う場づくり等を支援する。〔市町、県〕
  
- 子ども達が、豊かな人間性や他者への思いやりの心を育み、健やかに成長するためには、地域の人たちや社会との関わりが不可欠である。

そのため、地域団体や NPO 法人等による環境学習や清掃活動など子ども達を対象とした体験学習の取組を支援するとともに、子どもたちの安全・安心を確保するため、声かけ運動や登下校時の見守り活動のほか、子どもたちに、食事や安らぎの場を提供する子ども食堂の開設など、地域ぐるみの取組を推進する。

また、地域活動やボランティア活動に取り組んだ子どもを積極的に応援することも重要である。〔県民、社協、市町、県〕
  
- 相談や交流、居場所づくり等多様な機能をもった場・拠点づくりを先導的に行う官民連携による地域づくり活動や、地域生活課題を丸ごと受け止める相談体制づくりの参考となる好事例の収集・公表を推進する。〔社協、市町、県〕
  
- 高齢者等の見守り活動や安否確認、災害時等の要配慮者の情報共有、多自然地域における買い物支援や移動支援をはじめとした生活支援サービスの提供などにおいては、つながりや支え合いによる活動と並行して、ICT 等による新たな技術を積極的に活動した取組を進めていく。〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕

- 社会課題・地域課題の解決に向けて、地域の事業者・団体等との官民連携によりオール兵庫で SDGsを推進する。また、地域の課題解決に向けた様々な取組の価値について、地域の住民自身が国内外に発信し、地域の誇りにつなげる。

〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕

[主な県の施策]

○ひょうご公民連携プラットフォーム

少子高齢化や人口減少、コロナ対応など、複雑化する社会課題を解決するためには、行政だけではなく企業・大学・団体等との幅広い連携やネットワークによる取組がより重要になっている。

このため、2021年10月に庁内各部署の課題と企業等の提案とのマッチング及び連携事業の具体化をサポートする「ひょうご公民連携プラットフォーム」を設置し、公民連携による地域活性化や情報発信などの取組みを推進している。



○ひょうごフィールドパビリオンの展開

2025年「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに開催される大阪・関西万博は、兵庫の地域を豊かにする取り組みを国内外に発信できる大きな機会。

万博をきっかけに、県内の各地域の「活動の現場そのもの(フィールド)」を地域住民が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく「ひょうごフィールドパビリオン」を全県で展開していく。



## 《事例》「ひょうご子ども福祉員認定制度」

県内の社会福祉協議会が令和5年度から始めた取組。  
自分ができる範囲で誰かのために活動する子どもを  
「ひょうご子ども福祉委員」として認定する。

応援することで自己肯定感や自己有用感が高まり、子どもが生きる力を育む一助となるとともに、認定することで活動経験が反芻され、社会的孤立を防ぐ社会参加の意識が根付くことを期待している。

### <認定条件>

対象者：小学生から高校生（程度）

活 動：自発的で継続性のある活動

その他：市町社会福祉協議会から県社会福祉協議会に  
推薦を行い、認定証を授与



(5)社会福祉法人の専門性を活かした地域公益活動等の推進

- 社会福祉法において、社会福祉法人の地域公益活動が責務として位置づけられる中、県内では社会福祉法人が地域団体や住民と連携する取組が広がっている。  
社会福祉法人が、その専門性やネットワークを活かしながら、市町、社協、地域団体、NPO 等と連携して行う地域公益活動を支援する。〔社福、社協〕
  
- 施設種別の垣根を越えて社会福祉法人間のネットワーク強化することにより、地域生活課題への的確な対応を行う。社会福祉法人連絡協議会(ほっとかへんネット)の拡大に向けた支援を行う。〔社福、社協、市町、県〕
  
- 県では、特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人による地域公益活動を全普及させるため、地域住民のニーズを踏まえた積極的かつ効果的な「地域における公益的な取組」を行う高齢者施設を「兵庫県地域サポート施設」として知事認定し、その取組を支援していく。〔県〕
  
- 地域公益活動をより一層推進するためには、市町地域福祉計画において、地域のニーズを踏まえ、社会福祉法人による地域公益活動の位置づけを明確にすることが重要である。〔社福、市町〕
  
- 社会福祉法人間の連携方策の一つとして、2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進する「社会福祉連携推進法人制度」が創設されている。  
県でも本制度を活用した地域の実情を活かした取組の実施を推進し、効果的な制度の活用を促していく。〔事業者、社福、県〕

## 《事例》社会福祉連携推進法人制度の概要

### 1 趣旨

社会福祉連携推進法人制度は、

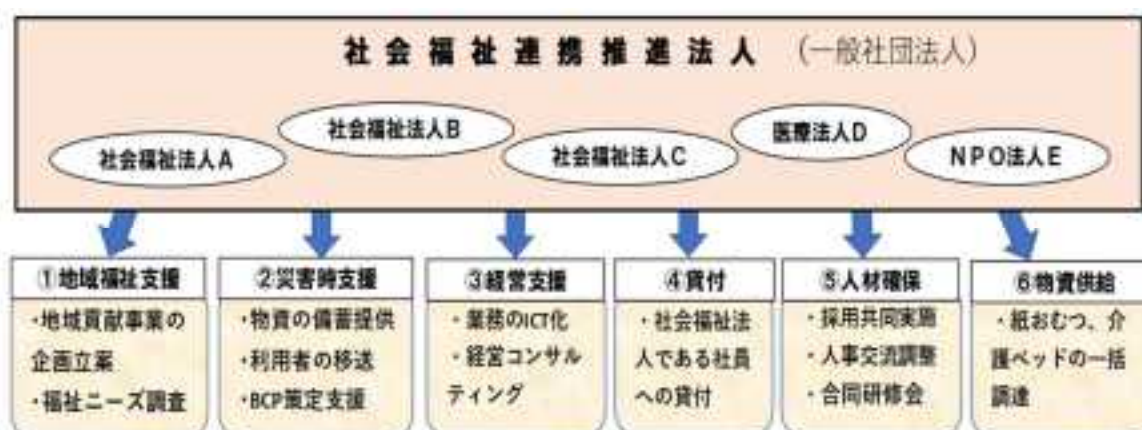
- ① 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、
- ② 地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、
- ③ 社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設

### 2 業務内容

2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進

#### 【効果】

同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。



#### <社会福祉連携推進法人 日の出医療福祉グループ(加古川市)>

(社福)日の出福祉会、(社福)博愛福祉会、(医療社団)奉志会が連携し、日の出医療福祉グループが、以下の社会福祉連携推進業務を行っている。

社会福祉連携推進業務	主な事業
1. 地域福祉支援業務	・ 講演会「日の出塾」の開催 等
2. 災害時支援業務	・ BCP（事業継続計画）の策定支援 等
3. 経営支援業務	・ 業務のICT化(IT導入整備、システム開発、保守等) ・ 「福祉・介護事業経営相談室」を設置し、相談を希望する法人に専門相談を実施 等
4. 人材確保等業務	・ 採用・研修、人材交流の実施支援 ・ インドネシアにおける特定技能者養成 等
5. 物資等供給業務	・ ICT機器、介護用物品等の一括発注 等

#### (6)住民による主体的な健康づくりの推進

- 地域における健康体操の実施や健康に関する学習機会や情報の提供などを通じて住民の積極的な健康づくりを推進し、生活習慣病の予防等による健康寿命の延伸に取り組む。とりわけ、高齢者については、住民が主体となって運営する通いの場への支援など介護予防に取り組む。〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕
- インターネットを活用した情報発信や保険者による ICT ツールを活用した運動への意識・行動変容を促すための健康づくり施策を支援する。〔市町、県〕
- 乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした地域住民の心身の健康、子育て、生活習慣病予防、介護などの様々な不安や悩みを語れる場を提供し、相談に応じる「まちの保健室」の利用を推進する。〔県〕

#### (7)認知症の予防・早期発見、地域で支える仕組みの構築

- 県民に広く認知症への正しい知識と理解に基づく認知症観の転換について普及啓発を図るとともに、身近な相談機関の機能強化や専門職の対応力向上とネットワークが充実するよう取り組む。〔社協、市町、県〕
- 認知症の人や家族が集うミーティングやチームオレンジ設置に向けた取組が認知症の人本人の声を起点とした内容となるよう支援するとともに、認知症になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、認知症の人が自分の意思で社会参加できる地域づくりを推進する。〔市町、県〕
- 地域全体で認知症の人やその家族を支えるため、医療機関や介護事業所等との連携の核となる人材の養成や、住民による見守り体制の構築、日常生活自立支援事業、法人後見・市民後見体制の整備等に取り組む。〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕

#### (8)障害者の障害者支援施設等からの地域移行・地域定着を支援

- 地域移行後も、障害者が有する能力や適性に応じ、地域の中で自立した日常生活を送ることができるよう、緊急時体制及び日中活動の場や人材育成の機能を有する「地域生活支援拠点等」の整備を促進する。〔社福、社協、市町、県〕
- 障害特性に応じ、地域移行にあたっての自立意欲の向上や不安解消のため、利用者と同じ目線に立った相談・助言を行うピアサポーターを養成し、活用を図る。  
〔社福、社協、市町、県〕
- 施設入所者等の重度化・高齢化に伴い、常時支援を必要とする人に対応するため、日中サービス支援型グループホーム等の多様なすまいの選択肢を整備していく。  
〔社福、社協、市町、県〕

### (9)外国人が安心して生活できる環境整備

- 外国人が日本での生活になじみ、就労先で能力を発揮できるよう受け入れ分野に応じた情報の提供や相談・支援体制の整備を行うとともに、日本語教育の推進や居場所づくり事業、外国人県民交流事業等の推進を通じて、外国人が安心して生活できる環境整備を進める。〔事業者、社協、市町、県〕
- 外国人介護人材の参入促進・定着支援については、施設向けの受入促進・指導方法研修、外国人介護職員向けの悩み相談・日本文化理解促進講習会・介護技術や介護の日本語研修・介護福祉士資格取得支援などの取組のほか、県内の介護事業者や現場で働く外国人介護職員のニーズを踏まえ、必要な支援策等を実施する。〔県〕

#### [主な県の施策]

##### ○外国人留学生採用ワンストップ相談窓口

外国人留学生の採用を検討する企業や留学生本人からの相談に対応し、高度な技術力や知識を有する外国人留学生の県内就職を促進していく。

##### ○外国人雇用 HYOGO サポートデスク

県内企業に対し、外国人雇用に対する理解を深め、外国人労働者が在留資格に応じて適正に就労が行えるよう、「外国人雇用 HYOGO サポートデスク」を通じて対面・電話等による相談支援を実施する。

##### ○ひょうご多文化共生総合相談センター

国の外国人材受入れ・共生のための総合的対応策を受け、11言語での相談対応、NGOと連携した週末相談を行い、今後、増加が見込まれる外国人県民への生活相談、情報提供を実施する。



### (10)災害時に備えた平時からの対応

- 南海トラフ地震など大規模災害発生 of 切迫性が指摘される中、高齢者や障害者などを災害から保護するとともに被災者が自立・生活再建に取り組むことができるようにするために、市町と連携した支援体制を強化するなど、災害時における福祉的支援を充実することが重要である。

また、地域づくりを進める中で、災害時の要支援者への対応を考えることが、地域全体の防災・減災力の強化につながるるとともに、普段からの地域の人間関係の強化にもな

るという視点での取組を進めていくことが必要である。

〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕

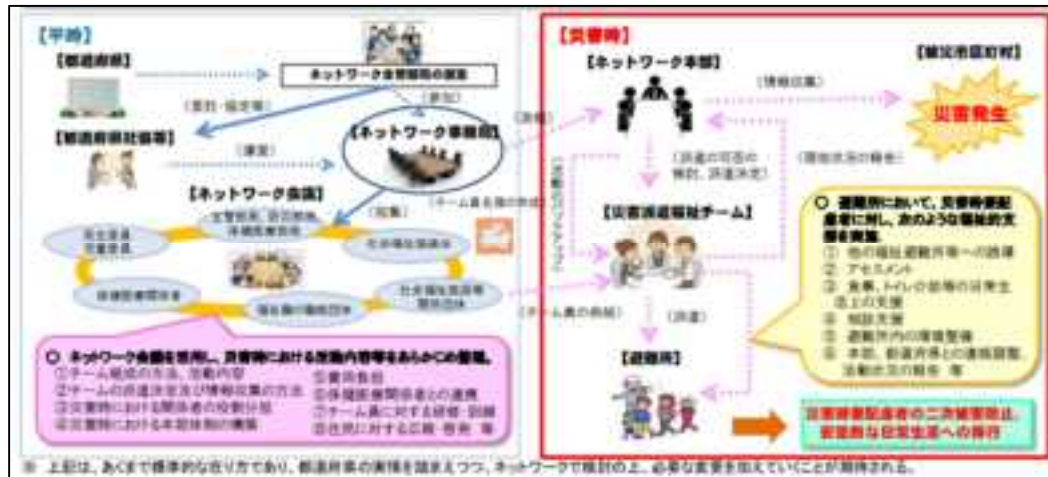
- 地震や水害など大きな自然災害が相次いで発生する中で、災害に強い地域づくりを進めることが重要である。そのためには、サロンなどのつどいの場や地域づくり活動等を通じて、普段から地域の中で顔の見える関係づくりに取組むとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要配慮者の支援体制を地域の中で構築し、住民同士で共有する仕組みづくりを進める。〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕
- 災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が各市町に義務づけられており、災害発生時のみならず、本人同意を前提に、平時での支援者への情報提供が可能となった。このため、災害時要配慮者に関する情報共有のあり方について検討やルール化を進め、平時から地域の中で共有できるようにする。  
〔県民、事業者、社福、社協、市町〕
- 災害時に、災害時要配慮者をどう地域で支援し救助を行うのか、地域の実情を踏まえ、避難支援等関係者への情報提供の仕組みの構築、適切な役割分担、連携体制の構築等を進める。  
また、支援にあたっては、本人(災害時要配慮者)の意向を十分に尊重し、本人の置かれた環境や生活状況のアセスメントを適切に行い、平常時から災害時、避難後の生活までを含めた切れ目のない支援を組み立てたうえで、避難のための個別支援計画(マイプラン)等の策定を推進する。〔県民、社協、市町、県〕
- 大規模災害発生の際、災害ボランティアセンターを速やかに設置・運営できるよう、社会福祉協議会などと協定等を締結し、平時から役割分担を明確にするとともに、顔の見える関係を構築する。〔社協、市町、県〕
- 大規模災害発生時に福祉施設が相互に協力することを目的として設置された機関である「兵庫県災害福祉広域支援ネットワーク」において、災害派遣活動の県ガイドラインを踏まえた「兵庫県災害派遣福祉チーム(兵庫 DWAT)」による被災者支援の活動が円滑に進むよう人材育成等を行う。〔社福、社協、県〕



[主な県の施策]

○災害時の支援体制の充実

災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「兵庫県災害派遣福祉チーム(DWAT)」の登録を推進し、チーム員に各種研修を行うなど、災害時の支援体制の充実を図っている。



(11)寄附文化の醸成

- 地域福祉を推進していく上での必要な財源については、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の国庫補助・国庫負担制度や基金を柔軟に活用するほか、官民協働における取組など創意工夫をこらした取組を継続的に検討する。〔市町、県〕
- 地域住民や地域団体等が地域のビジョンを描き、共有し、共通のビジョン実現に向けて、想いを資金支援の形で実現するため、共同募金運動の推進に加えて、クラウドファンディング等あらたな資金調達法を導入するなど必要な財源を自ら確保するファンドレイジングの意識を持ちながら事業を推進する。〔社協、市町、県〕
- また、資金提供も地域づくり活動への参画のひとつの形態にとらえ、官民が協働して住民の寄附文化の醸成を図る。〔社協、市町、県〕

[主な県の施策]

○ふるさとひょうご寄附金

県内外の住民とともに地域の特色を活かした地域づくりを推進するため、各種プロジェクトにおいて、ふるさと納税制度を活用した寄附を募集している。

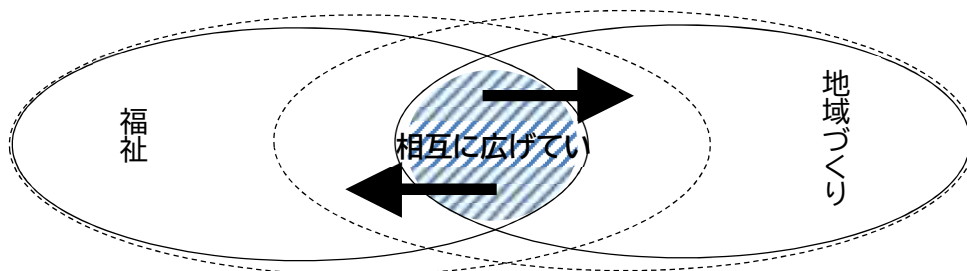
(主なプロジェクト)

- ・子ども食堂・支援団体応援プロジェクト
- ・課題を抱える妊産婦支援プロジェクト 等



(12)福祉以外の様々な分野(まちづくり、医療、農林水産を含めた産業、労働、教育、防犯、防災等)との連携

- 地域創生の取組と整合をとり、地域住民が主体となった地域づくりを活性化させるため、行政施策をつなぎ、コミュニティづくりという視点で分野を越えて連携した取組を進める。また、福祉部局と地域づくり部局や教育部局等が横断的にチームを形成するなど、地域づくりを支える体制を庁内においても構築していく。〔市町、県〕
- 庁内において福祉部局と地域づくり部局の連携をより一層推進するため、部局横断チームの形成や、職員の意識啓発を目的とした研修の実施など連携を促す仕組みづくりを進める。〔市町、県〕



### 3 地域づくりを担う人づくり

～地域共生の意識醸成、地域福祉の担い手育成及び福祉・介護人材の確保・育成～

地域住民が、住民自治の担い手として主体的に地域社会に関わっていくためには、地域福祉学習の充実や身近な地域での協議・活動の場づくりの支援、地域の実情や地域活動に関する情報提供の充実等を通じて、地域福祉の担い手としての関心を高めるほか、これまでは支えられる側として捉えられるような方でも、支え手・受け手という関係を超えて、どのような方でも社会に参加でき、支えるような役割も果たせるような自発的な行動を促す「きっかけづくり」が重要となる。

併せて、地域住民と協働し、地域課題の解決を図り、民生委員・児童委員等、地域福祉の担い手の育成を図るとともに、増加する介護ニーズ等に対応するため、福祉・介護人材の確保(定着)又は資質の向上を着実に進めることが重要である。

#### [数値目標]

○地域福祉の担い手を拡大するため、幅広い層の参画を促進する。

・民生委員・児童委員の充足率

93.3%(2023年度) → 94.3%(2028年度)

・調整中

○○(2023年度) → ○○(2028年度)

・調整中

○○(2023年度) → ○○(2028年度)

#### (1)住民の地域づくり活動のきっかけづくりを支援

○ 地域住民の地域への関心を喚起し、地域づくりへの主体的な関わりを促進するための取組を進める。

具体的には、①地域生活課題への気づきや行動を促す社会教育や人権教育などを含む地域福祉学習の推進や協議の場づくり、②身近な活動の場の提供、③住民に対する地域づくり活動や地域の状況に関する情報提供の充実、とりわけ情報弱者に対してはきめ細かな支援を行う。

なお、上記の取組の推進にあたっては、介護保険制度の生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの活動と連携しながら推進する。〔社協、市町、県〕

○ 住民が気軽に楽しく地域づくり活動に参加できるような身近な活動の場の提供や短時間でも参加できるボランティア活動情報の発信に取り組む。〔社協、市町、県〕

- 地域に対する愛着や誇りは、地域を支える活動に関わるきっかけや原動力となる。  
このため、生まれ育った“ふるさと”に対して持っている「ふるさと意識」を、今住んでいる地域や関わりのある地域においても育むことができるよう、地域の魅力を再発見する取組や住民同士の交流機会を創出する取組等を推進する。

〔県民、事業者、社福、社協、市町、県〕

- 企業等において、短時間勤務や在宅勤務制度の導入など多様な働き方を取り入れ、勤労者が主体的に働き方を選択し、地域づくり活動等にも参加できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。〔住民、事業者〕

## (2) 高齢者、障害者や若者等の目線に立った地域福祉を担う住民の育成

- 地域の持続や発展のためには、次代を担う子どもや青少年などの若者が、積極的に地域づくりに参画することが期待される。また、若者の柔軟な発想や、若者が主体となった取組は、地域に新たな魅力を付加することにつながる。

このため、体験学習の充実など若者の地域への関心を喚起する取組を推進する。

〔市町、県〕

- インフォーマルな支え合いの裾野を拡大し、多様な能力を生かすため、高齢者、勤労者、子育て中の親、学生などの地域住民、自治体職員、生協・農協等の協同組合、企業、商店街、市場、学校等幅広い主体の関わりを助け、連携した取組を支援する。その際には、取組の情報を積極的に発信し、広く公表することが重要である。

特に、就業や子育てが落ち着いた元気なシニア層が、地域の活動等へ円滑に参画できる取組を推進する。〔住民、事業者、社協、市町、県〕

- サービスの受け手が、時にはサービスの支え手にもなる(例:サービスの受け手と考えられがちな高齢者が、子ども食堂の運営や登下校の見守り活動などに関わり、子どもの見守り活動という住民サービスの支え手にもなる)など様々な立場の人たちが活躍できる機会を、コミュニティワーカー、NPO法人、地域運営組織、民生委員・児童委員等が中心となり、地域の中に多様につくることが重要である。〔住民、社協、市町〕

- 高齢者の社会参加を促進するため、老人クラブによる子育て支援等の社会貢献活動に対する支援、高齢者等が介護施設の補助的業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント推進事業」等の事業を推進する。〔県〕

- 障害者が住み慣れた地域で適切な就職相談や職業訓練を受講できる体制を構築するとともに、一般就労・福祉的就労の密接な連携による就労移行を支援することが重要である。〔社福、社協、市町、県〕

- 2024(令和6)年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられることに伴い、雇用が進んでいない中小企業の雇用拡大を一層促進することが求められる。  
また、行政においても障害者雇用促進法に定められた障害者の雇用を着実に進めることが求められる。〔事業者、市町、県〕
- 生産年齢人口の減少を背景に、新型コロナウイルス感染症の影響緩和後、業状の急回復により様々な業種で人手不足が顕在化している。人材を確保するため、学卒者や外国人等、多様な人材の就業・定着促進に取り組むとともに、潜在労働力の活躍を促す。〔市町、県〕
- 表彰制度など地域における活動を顕彰する仕組みをより一層周知し、動機づけを行うことにより積極的な地域づくり活動等への参画を評価・促進する。〔市町、県〕

表彰名	ひょうご県民ボランティア活動賞	こうのとり賞	くすのき賞	のじぎく賞	兵庫県社会賞
対象となる活動例	見守り、傾聴、地域交流等ボランティア活動	居場所づくり、ボランティア活動の指導育成等	配食サービス、児童向け演劇作品の上演等	人命救助、障害者支援施設でのボランティア等	社会奉仕活動、文化活動、地域社会貢献活動等

### (3)地域の支え合いや“つなぎ・つながる”を支える地域福祉の担い手づくり

- 民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっており、担い手確保に向けて、様々なイベントにおいてチラシ、ポスター等の広報に努めるなど、地域住民への積極的なPRに努めるとともに、民生・児童協力委員制度の活用等を通じて活動支援の強化を図る。  
また、個々の民生委員・児童委員や民生委員・児童委員協議会の活動実践事例を積極的に発信するなど、民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備に努める。〔市町、県〕
- 住民の主体的な協議の場づくりや活動の活性化を通じて、助け、助けられる関係に基づく地域の共同基盤としての福祉コミュニティづくりを進めるため、地域づくりの専門職(コミュニティワーカー、ボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター等)を適切に配置し、地域の中の組織づくりや学習・協議の場づくり、拠点形成を進めていく。  
配置にあたっては、住民と円滑に協働する能力を高めるため、これら専門職を対象にした各種研修や情報交換会を実施し、その資質向上を支援する。〔社協、市町、県〕
- 支援を要する者の個別の相談を包括的に受け止め、地域住民と協働して当事者の生活を支援する福祉専門職(地域生活支援ワーカー、ほっとかへんネットワークワーカー等)を育成する。育成にあたっては、研修の充実やネットワークづくりなど活動のバックアップ体制を強化する。〔社協、市町、県〕

- 都市部から郡部に移住し、地域の活性化に取り組む「地域おこし協力隊」の事業展開にあたっては、特産品開発・観光振興などの地域づくり活動と高齢者や障害者支援など福祉活動との連携を視野に入れた取組を進めることが望まれる。〔市町、県〕
  
- 二地域居住者や田舎暮らしを志向する若者など地域の枠を越えて活動・交流する人口が増加し、また、留学や就労などで、日本で暮らす外国人が増加する中、多様化・複雑化する生活・福祉課題に対応するためには、地域の中だけにとどまらず、これらの地域外の人材・投資等を地域づくりにつなぎ、活かす取組を進める。そのためには、近年のスマートフォン等の普及に伴い、ICTを積極的に活用した情報提供の仕組みづくりを進めることにより、地域を越えた交流を活性化させることも重要である。  
〔県民、社協、市町、県〕
  
- 自治体職員についても、自ら積極的に知識・経験等を活かして、地域社会の一員として、地域における課題解決に積極的に取り組むとともに、地域での役割を担うことを通じて、地域力を高めていくことを目的に、公務外での活躍を後押しすることも必要である。〔市町、県〕

[主な県の施策]

○ 県職員の社会参画サポート制度

職員が公務外での活動を通じて幅広い経験と多角的な視野を養うとともに、地域団体等多様な主体とのネットワーク構築を促進するための制度。地域社会の一員として地域活動等での活躍を後押しすることを目的としている。

県では、多様で柔軟な働き方を推進しており、職員が柔軟な働き方を選択することにより、地域で求められる役割を果たすことが可能となる。



#### (4) 学校、企業等の多様な主体の参画の促進

- 自治会などの地縁団体や、企業等が地域の一員として地域づくり活動に取り組めるよう地域活動等に関する情報提供など必要な支援を行う。〔事業者、市町、県〕
- 子どもの成長を支えていくため、地域と学校が連携・協働する仕組みを一体的に推進する「地域と学校の連携・協働体制推進事業」を実施し、学校の環境整備、登下校の安全確保など地域人材による学校支援や、放課後、土曜日等において地域における学習支援・体験活動を行うことにより、「学校を核とした地域づくり」を推進する。

〔県民、市町、県〕

##### [主な県の施策]

##### ○地域と学校の連携・協働体制推進事業

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」と地域学校協働活動を一体的に実施し、地域人材による学校支援や、地域人材による学習支援・体験活動を行う。

また、学校運営協議会を設置した学校(コミュニティ・スクール(CS))の導入推進及び導入済のCSの活動を発展・拡充する方策に関する実践研修を実施する。



#### (5) 福祉・介護人材の確保(定着)及び資質の向上

- 福祉・介護人材を質と量の両面から確保するため、多様な人材の確保、資質の向上、定着の支援等に取り組む。〔社福、社協、市町、県〕
- 介護職員の負担軽減や業務効率化、魅力ある職場づくり等に向けて、ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターによる業務改善の相談、介護ロボットの導入やICTの普及促進など介護現場の生産性向上に関する取組を推進する。〔県〕
- 福祉・介護分野において、県が実施主体となる研修について、各業務のやりがいや多職種の中での役割分担を意識付けするとともに、研修内容についてもスキル向上に資するものとなるよう努める。〔県〕
- 外国人介護人材の参入促進・定着支援については、施設向けの受入促進・指導方法研修、外国人介護職員向けの悩み相談・日本文化理解促進講習会・介護技術や介護の日本語研修・介護福祉士資格取得支援などの取組のほか、県内の介護事業者や現場で働く外国人介護職員のニーズを踏まえ、必要な支援策等を実施する。〔市町、県〕

[主な県の施策]

○ひょうごケアアシスタント事業

深刻な不足が見込まれている介護人材の確保に向け、地域住民が介護保険施設や在宅介護サービス事業所において研修期間を設けて周辺業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント(CA)制度」を実施し、広報や受け入れ施設等への補助を通じて介護業務への理解促進と、介護現場への多様な人材の参入を促進する。



○外国人材就職・定着支援事業

外国人雇用関係制度改革などを通じ、外国人の雇用機会は今後、一層増加する見込み。企業登録制度の創設により、外国人材が安心して企業選択できる仕組みを確立し、登録企業による採用・定着に向けた取り組みを支援することで、多様な人材が活躍できる兵庫の実現につなげる。

- ①外国人雇用に関する企業登録制度の創設
- ②外国人材採用ジョブフェアの実施
- ③外国人材定着支援制度の創設



《事例》 福祉・介護人材の確保(定着)及び資質の向上について

---

調整中

## 4 計画的な地域福祉の推進

地域福祉計画は、市町の地域福祉推進の基本方針となる重要なものであり、各市町は、地域の実情を踏まえた地域福祉推進の方向性を定めた地域福祉計画を策定・改定し、各市町の計画に沿った事業の実施を推進していく。地域福祉を推進する各主体が相互に理解を深め、協働を推進することや計画の評価体制を構築するなど、その実効性を高める仕組みを作っていくことが重要である。

### [数値目標]

○地域の実情を踏まえ、地域福祉計画を策定・改定し、的確に推進する。

・地域福祉計画を策定する市町数

38市町(2023年度) → 41市町(2028年度)

・地域福祉計画を定期的に進行管理・評価している市町数

27市町(2022年度) → 41市町(2028年度)

・福祉部局と地域づくり部局との協力体制を構築している市町数

17市町(2022年度) → 41市町(2028年度)

### (1)各主体の協働推進

○ 地域福祉推進の中核的な機関として、市町、社会福祉協議会、共同募金会、社会福祉法人の役割は重要であり、市町地域福祉計画にもそれらの役割を明記する。〔市町〕

#### (市町の役割)

市町は、社会福祉法、生活困窮者自立支援法、介護保険法等に基づく施策を地域福祉推進の観点から積極的かつ柔軟に実施するとともに、社会福祉協議会、地域団体等の取組と緊密に連携し、必要な支援を行う必要がある。

また、地域福祉計画の策定及び見直しにあたっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、地域福祉支援計画の内容や計画期間との調和を図ることが必要である。

さらに、計画の実効性を高めるため、市町の総合計画等に位置づけることが望まれる。

#### (社会福祉協議会の役割)

社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的とし、市町域で福祉を通じたコミュニティ形成のための地域福祉活動を推進する中核的な役割を担う組織として位置づけられている。

このため、地域福祉のコーディネート役として、公民協働による地域福祉の推進体制を構築することが求められている。

#### (共同募金会の役割)

共同募金会は、地域福祉の推進を図るため、寄附金を募集し、集まった寄附金を県内の社会福祉事業に配分する共同募金事業を行うことを目的に設置される社会福祉法第 113 条に基づく組織で、民間の地域福祉活動を支える重要な資源となっている。地域や職場などでの募金活動や福祉活動への助成、広報活動などを通じ、県民の地域福祉への理解と参加の促進、寄附文化の醸成などが期待される。

#### (社会福祉法人の役割)

社会福祉法人は、多くの福祉・医療の専門スタッフを有することに加え、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かした「地域における公益的な取組」の実践を通じて、積極的に住民の主体的な地域づくり活動や包括的な支援体制づくりに貢献していくことが期待されている。

### (2)社会福祉協議会との連携・協働

- 官民協働による包括的な支援体制の構築にあたり、住民や民間の立場から協働・推進を行っていくため、①住民自治組織等の地域振興との連携により、当事者を含めた住民が自発的かつ主体的に地域共生社会を形成する地域づくりを行うとともに、②社会福祉協議会が受託している制度上の各種の相談支援事業の実施を通じて、民間同士のネットワークづくりに加え、住民活動とのつなぎを実施するなどの取組により、行政による制度的福祉と社会福祉協議会が行う自発的な地域福祉の推進との連携をさらに強化していく。

併せて、このような取組を行えるよう、社会福祉協議会の体制の確保や、組織のマネジメントの強化に努めていく必要がある。〔市町、社協〕

- 市町は、社会福祉協議会の地域福祉推進計画に基づく事業活動を支援するとともに、社会福祉協議会の特性と強みである開拓性・即応性・柔軟性などを活かしながら、社会福祉協議会と連携していくことが求められる。〔市町〕

### (3)地域福祉計画の進行管理・評価等の実施

- 地域福祉計画の実効性を担保するため、各市町が現状を把握し、評価するためのチェックリスト等により計画の進行管理及び評価を実施し、その結果に基づき、新規施策の立案、既存事業の拡充など見直しを行う。〔市町〕
- 計画の進行管理・評価にあたっては、計画の中間年度など定期的なフォローアップを実施する。また、社会情勢や国の制度改正に応じて、計画策定後も目標を見直すなど、柔軟かつ着実な計画の推進を図る。〔市町〕

#### (4) 行政職員の意識改革

- 総合的な課題解決の仕組みづくりを進めるためには、福祉部門だけでなく、庁内の関係各課の理解と連携を深める必要がある。このため、庁内連絡会議等の開催を通じて、関係課の情報共有を図るなど、地域福祉に関する意識を醸成する取組を進める。

〔市町〕

- 地域福祉の政策動向やコミュニティワークに関する職員研修の実施や好事例の紹介、市町間の情報交換の場を提供して、分野横断的な社会福祉関係部局職員の人材養成を図る。〔市町、県、社協〕

- 日常的に地域づくりの視点を持ち、自ら積極的に地域活動に取り組むほか、地域住民との関わりを大切にし、そこから得た学びをもって、相互の施策を連携・発展させるための取組を進める。〔市町〕

## 第4章 地域福祉支援計画の推進

### 1 地域福祉支援計画の推進体制

福祉以外の分野を担当する関係部局との連携により、県政の様々な分野で地域福祉の視点から横断的な施策を推進するとともに、兵庫県社会福祉審議会等、有識者等で構成される会議体において、支援策の評価を行い、必要な対応策を検討する。

### 2 市町の地域福祉計画の推進に対する県の支援

#### (1) 計画策定の支援

- 市町の地域福祉計画の早期策定に向け、未策定となっている要因等を十分に把握した上で、県等が町の実情に応じた伴走型の策定支援を行う。

#### (2) 進行管理・評価の支援

- 市町の地域福祉計画の実効性を担保するため、各市町が現状を把握し、評価するための「チェックリスト」を作成し、市町による計画の進行管理や評価の実施を支援する。

#### (3) 情報の提供

- 市町の地域福祉計画の実施に資するよう、高齢化率や生活保護受給世帯数、福祉専門職の配置状況など、地域福祉に関する市町別のデータや先進的な取組事例などを収集・整理し、各市町に提供する。

## 第5章 県の地域福祉支援施策体系

## 参考資料

### 1 地域福祉支援計画の改定に向けた検討経過

## 2 兵庫県社会福祉審議会名簿

(敬称略、五十音順)

令和5年11月30日現在

氏名	役職名	備考
伊藤 篤	甲南女子大学人間科学部教授	
井上 真二	兵庫県青少年団体連絡協議会代表理事	
井上 三枝子	(公財)兵庫県手をつなぐ育成会理事長	
入江 武信	(社福)兵庫県社会福祉協議会会長	委員長
梅村 智	(一社)兵庫県歯科医師会常務理事	
大江 秀謙	兵庫県民生委員児童委員連合会会長	
大久保 博章	(特殊法人)日本赤十字社兵庫県支部事務局長	
岡林 孝直	(一社)兵庫県医師会副会長	
笠井 秀一	(一社)兵庫県薬剤師会会長	
北上 あきひと	兵庫県議会議員	
木村 佳史	(公財)兵庫県身体障害者福祉協会理事長	
後藤 和子	(一財)兵庫県婦人共励会理事長	
里見 孝枝	兵庫県議会議員	
鈴木 純	神戸大学大学院経済学研究科教授	
伊達 恵一	(公社)兵庫県保育協会会長	
田中 伸明	神戸新聞社論説委員室論説委員	
谷勝 公代	兵庫県連合婦人会副会長	
谷口 俊介	兵庫県議会議員	
玉田 敏郎	(社福)神戸市社会福祉協議会理事長	
中村 美津子	(公財)兵庫県老人クラブ連合会会長	
馬場 幸子	関西学院大学人間福祉学部教授	
藤澤 徹	(一社)兵庫県老人福祉事業協会会長	
藤本 政則	兵庫県児童養護連絡協議会会長	
松端 克文	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授	
松原 一郎	関西大学名誉教授	
丸山 美津子	(公社)兵庫県看護協会会長	
迎山 志保	兵庫県議会議員	
森 茂起	甲南大学文学部名誉教授	
若生 留美子	生活協同組合コープこうべ理事	
脇田 のりかず	兵庫県議会議員	



### 3 兵庫県社会福祉審議会小委員会の設置について

#### 1 設置趣旨

令和6年度から5か年期間の兵庫県地域福祉支援計画(以下「支援計画」という。)の改定に際し、兵庫県社会福祉審議会(以下「審議会」)の下で検討協議を行うため、審議会規則第8条により、「兵庫県社会福祉審議会小委員会」(以下「小委員会」という。)を設置する。

#### 2 検討内容

この小委員会は、支援計画の策定に関して、次のことについて検討・協議する。

- (1) 県内における地域の福祉課題の現状と課題
- (2) 住民の参画と協働による地域福祉推進方策
- (3) 地域福祉推進のための市町地域福祉計画及び支援計画のあり方

#### 3 委員

小委員会の委員は、社会福祉審議会の委員及び臨時委員で、次に掲げる者のうち委員長が指名する者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体(高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等)

#### 4 座長及び座長の職務代理者

- (1) 小委員会に、座長1人及び座長職務代理者1人を置く。
- (2) 座長及び座長の職務代理者については、審議会規則第3条及び第5条を準用する。

5 小委員会の決議は、委員長の承認を得て、審議会の決議とすることができる。

#### 6 その他

その他、小委員会に関し必要な事項は、座長が定める。

#### 7 附則

この小委員会の設置は、令和5年3月30日から、支援計画策定までとする。

## 4 兵庫県社会福祉審議会小委員会名簿

(敬称略、五十音順)

令和5年11月30日現在

氏名	役職名	備考
井上 三枝子	(公財)兵庫県手をつなぐ育成会理事長	
入江 武信	(社福)兵庫県社会福祉協議会会長	
大江 秀謙	兵庫県民生委員児童委員連合会会長	
鈴木 純	神戸大学大学院経済学研究科教授	
田口 勝彦	兵庫県市町社協活動推進協議会会長	
谷口 慎一郎	認定特定非営利活動法人コムサロン21 副理事長	
伊達 恵一	(公社)兵庫県保育協会会長	
近澤 孝則	加東市健康福祉部長(重層の支援体制整備事業)	
西野 佳名子	兵庫県社会福祉士会事務局長	
濱田 英世	特定非営利活動法人やんちゃんこ代表理事	
藤澤 徹	(一社)兵庫県老人福祉事業協会会長	
松端 克文	武庫川女子大学心理・社会福祉学部社会福祉学科教授	座長職務代理
松原 一郎	関西大学名誉教授	座長
丸山 美津子	(公社)兵庫県看護協会会長	
望月 裕美	兵庫県地域包括・在宅介護支援センター協議会会長	
若生 留美子	生活協同組合コープこうべ理事	

### 事務局

氏名	役職名
生安 衛	兵庫県福祉部長
村上 恵一	兵庫県福祉部次長
小田 直樹	兵庫県福祉部地域福祉課長
森山 剛吏	兵庫県福祉部地域福祉課副課長
沖本 考史	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班長
川井 大樹	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉班主任
佐野 詩歩	兵庫県福祉部地域福祉課地域福祉課職員
福本 良忠	兵庫県社会福祉協議会地域福祉部長
松本 裕一	兵庫県社会福祉協議会地域福祉部副部長

## 5 地域福祉支援計画策定庁内ワーキンググループ設置要綱

### (設置)

第1条 地域福祉支援計画を策定するための庁内組織として、幅広く意見交換等を行うため、地域福祉支援計画策定ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、兵庫県地域福祉支援計画を策定するため、兵庫県社会福祉審議会小委員会への意見提出、必要な調査及び検討を行う。

### (構成員)

第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる所属の職員のうち、所属長が指名する者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員を追加することができる。

### (会議)

第4条 ワーキンググループの会議(以下「会議」という。)は、福祉部地域福祉課長(以下「座長」という。)が招集する。

2 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 座長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 ワーキンググループの庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

別表(第3条関係)

兵庫県企画部地域振興課  
兵庫県県民生活部県民躍動課  
兵庫県県民生活部男女青少年課  
兵庫県危機管理部防災支援課  
兵庫県福祉部高齢政策課  
兵庫県福祉部こども政策課  
兵庫県福祉部児童課  
兵庫県福祉部障害福祉課  
兵庫県福祉部ユニバーサル推進課  
兵庫県産業労働部労政福祉課  
兵庫県まちづくり部住宅政策課

## 6 社会福祉法(抜粋)

### (目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### (福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

### (地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### (福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(重層的支援体制整備事業)

第106の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の45第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第115条の45第2項第5号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活

課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第2項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### (重層的支援体制整備事業実施計画)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変



更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

## 7 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(抜粋)

(「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について(令和3年3月31日厚生労働省通知))

### 1 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

### 2 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画(以下「支援計画」という。)に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、⑤市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備への支援に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

